

平成30年9月五島市議会定例会議案表

(平成30年9月5日提出)

番 号	事 件 名	ページ
議案第67号	五島市証人等の実費弁償支給条例の一部改正について	1
議案第68号	五島市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について	2
議案第69号	五島市税条例及び五島市都市計画税条例の一部改正について	3
議案第70号	五島市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例及び五島市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について	5
議案第71号	五島市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について	8
議案第72号	五島市火葬場条例の一部改正について	10
議案第73号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	11
議案第74号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	13
議案第75号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	15
議案第76号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	17
議案第77号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	19
議案第78号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	21
議案第79号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	23

議案第 8 0 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	28
議案第 8 1 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	33
議案第 8 2 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	38
議案第 8 3 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	41
議案第 8 4 号	工事請負契約の締結について	46
議案第 8 5 号	あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更について	47
議案第 8 6 号	あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更について	52
議案第 8 7 号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	57
議案第 8 8 号	町の区域の変更について	62
議案第 8 9 号	五島市教育委員会委員の任命について	70
議案第 9 0 号	五島市公平委員会委員の選任について	72
議案第 9 1 号	五島市職員懲戒審査委員会委員の任命について	74
議案第 9 2 号	五島市職員懲戒審査委員会委員の任命について	76
議案第 9 3 号	五島市職員懲戒審査委員会委員の任命について	78
議案第 9 4 号	五島市職員懲戒審査委員会委員の任命について	80
議案第 9 5 号	五島市職員懲戒審査委員会委員の任命について	82
議案第 9 6 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	84

議案第 97 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	87
議案第 98 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	90
議案第 99 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	93
議案第 100 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	95
議案第 101 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	98
議案第 102 号	平成 30 年度五島市一般会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 103 号	平成 30 年度五島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 104 号	平成 30 年度五島市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 105 号	平成 30 年度五島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 106 号	平成 29 年度五島市一般会計歳入歳出決算	別冊
議案第 107 号	平成 29 年度五島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第 108 号	平成 29 年度五島市介護保険事業特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第 109 号	平成 29 年度五島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第 110 号	平成 29 年度五島市診療所事業特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第 111 号	平成 29 年度五島市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第 112 号	平成 29 年度五島市大浜財産区特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第 113 号	平成 29 年度五島市本山財産区特別会計歳入歳出決算	別冊

議案第 114 号	平成 2 9 年度五島市下水道事業特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第 115 号	平成 2 9 年度五島市公設小売市場事業特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第 116 号	平成 2 9 年度五島市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第 117 号	平成 2 9 年度五島市交通船事業特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第 118 号	平成 2 9 年度五島市土地取得事業特別会計歳入歳出決算	別冊
議案第 119 号	平成 2 9 年度五島市水道事業会計剰余金の処分及び決算	別冊
報告第 1 0 号	一般社団法人五島市農林総合開発公社の経営状況について	別冊
報告第 1 1 号	五島風力発電株式会社の経営状況について	別冊
報告第 1 2 号	健全化判断比率及び資金不足比率について	別冊
報告第 1 3 号	平成 2 9 年度五島市一般会計継続費精算について	別冊

議案第 67 号

五島市証人等の実費弁償支給条例の一部改正について

五島市証人等の実費弁償支給条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成 30 年 9 月 5 日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市証人等の実費弁償支給条例の一部を改正する条例

五島市証人等の実費弁償支給条例（平成 16 年五島市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条ただし書中「5,500 円」を「5,600 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

市議会等に出頭した証人等の日当の額を特別職の職員で非常勤のものの報酬の日額と同額とすることに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 68 号

五島市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について

五島市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成 30 年 9 月 5 日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

五島市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成 25 年五島市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

別表備考中「ホテル営業及び同条第 3 項に規定する旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 69 号

五島市税条例及び五島市都市計画税条例の一部改正について

五島市税条例及び五島市都市計画税条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成 30 年 9 月 5 日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市税条例及び五島市都市計画税条例の一部を改正する条例

(五島市税条例の一部改正)

第 1 条 五島市税条例(平成 16 年五島市条例第 75 号)の一部を次のように改正する。

附則第 10 条の 2 第 1 項中「 $\frac{3}{10}$ 」を「 $\frac{2}{10}$ 」に改め、同条中第 1 2 項を第 20 項とし、第 7 項から第 11 項までを 8 項ずつ繰り下げ、第 6 項を第 9 項とし、同項の次に次の 5 項を加える。

10 法附則第 15 条第 3 2 項第 1 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は $\frac{2}{10}$ とする。

11 法附則第 15 条第 3 2 項第 1 号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は $\frac{2}{10}$ とする。

12 法附則第 15 条第 3 2 項第 1 号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は $\frac{2}{10}$ とする。

13 法附則第 15 条第 3 2 項第 2 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は $\frac{3}{10}$ とする。

14 法附則第 15 条第 3 2 項第 2 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は $\frac{3}{10}$ とする。

附則第 10 条の 2 中第 5 項を第 8 項とし、第 4 項を第 7 項とし、第 3 項を第 4 項とし、同項の次に次の 2 項を加える。

5 法附則第 15 条第 2 9 項第 3 号に規定する市町村の条例で定める割合は $\frac{1}{10}$ とする。

6 法附則第 15 条第 3 0 項第 1 号に規定する市町村の条例で定める割合は $\frac{2}{10}$ とする。

附則第10条の2第2項の次に次の1項を加える。

3 法附則第15条第29項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

第2条 五島市税条例の一部を次のように改正する。

附則第10条の2第18項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第19項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

(五島市都市計画税条例の一部改正)

第3条 五島市都市計画税条例(平成16年五島市条例第76号)の一部を次のように改正する。

附則第12項中「又は第44項」を「、第44項又は第48項」に改める。

第4条 五島市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第4項(見出しを含む。)中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、附則第12項中「第44項」を「第43項」に、「第48項」を「第47項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の五島市税条例附則第10条の2の規定は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正により、固定資産税に係るわがまち特例について、国の参酌基準の割合が見直されたこと等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 70 号

五島市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例及び五島市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について

五島市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例及び五島市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成 30 年 9 月 5 日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例及び五島市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

(五島市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 五島市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例(平成 25 年五島市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「定める者」の次に「(介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。)第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)」を加える。

第 6 条第 5 項に次の 1 号を加える。

(12) 介護医療院

第 6 条第 12 項中「とき」の次に「(長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、

設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長崎県規則第18号。以下「指定居宅サービス等基準条例施行規則」という。）第22条第5項の規定により同条第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき、及び第191条第14項の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）」を加える。

第46条第1項中「定める者」の次に「（施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第59条の9第4号中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改め、同条第6号中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第59条の10第5項及び第59条の20の3中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第190条中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）」を「施行規則」に改める。

第191条第11項ただし書中「前項」を「第7項各号」に改め、同条第14項中「とき」の次に「（指定居宅サービス等基準条例施行規則第22条第4項の規定により同条第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき、及び第6条第12項の規定により同条第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）」を加える。

（五島市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正）

第2条 五島市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成25年五島市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第9条第1項中「指定地域密着型サービス基準第158条」を「指定地域密着型サービス基準条例第178条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 7 1 号

五島市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について

五島市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成 3 0 年 9 月 5 日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

五島市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成 2 6 年五島市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「介護保険施設をいう。以下同じ。）」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 1 条の 1 7 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第 5 条第 2 項中「である」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第 5 3 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条第 7 項を同条第 8 項とし、同条第 6 項各号列記以外の部分中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項第 1 号中「第 3 項各号」を「第 4 項各号」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「第 3 項第 1 号」を「第 4 項第 1 号」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「第 6 項」を「第 7 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝える

よう求めなければならない。

第14条第1項中「（同条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）」を削り、「同項」を「同条第1項」に改める。

第31条第9号中「のために」の次に「、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」を加え、同条第14号の次に次の1号を加える。

(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第31条第21号中「（以下）」を「（次号及び第22号において）」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 72 号

五島市火葬場条例の一部改正について

五島市火葬場条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

平成 30 年 9 月 5 日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市火葬場条例の一部を改正する条例

五島市火葬場条例（平成 16 年五島市条例第 129 号）の一部を次のように改正する。

別表備考第 3 号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 7 3 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
籠淵辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

平成 3 0 年 9 月 5 日提出

五島市長 野 口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書

長崎県五島市 籠淵辺地
(辺地の人口 979人、面積 11.48km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市籠淵町
(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市籠淵町2099番1
(3) 辺地度点数 166点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

林業専用道内閣線の整備予定地の周辺の森林は、計画的な森林整備が必要な人工林が全体の約6割を占めているが、林道が未整備であることから、効率的な森林整備ができない状況である。このようなことから、林道を整備することにより、効率的な森林整備を可能にし、林業の活性化を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成30年度から平成34年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
林道	五島市	127,400	69,162	58,238	48,500
合計		127,400	69,162	58,238	48,500

議案第 7 4 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
玉之浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

平成 3 0 年 9 月 5 日提出

五島市長 野 口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書

長崎県五島市 玉之浦辺地
(辺地の人口 478人、面積 14.50 km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市玉之浦町玉之浦
(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市玉之浦町玉之浦632番3
(3) 辺地度点数 253点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

市道大瀬崎2号線は、大瀬崎灯台へ続く観光道路であり、観光バス、レンタカー等の通行が多い路線である。しかし、この路線は、舗装整備後の年数の経過による路面のひび割れや路肩の陥没が発生しており、車両及び歩行者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の舗装整備等を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成30年度から平成34年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	8,600	0	8,600	8,600
合計		8,600	0	8,600	8,600

議案第 75 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
東辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

平成 30 年 9 月 5 日提出

五島市長 野 口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書

長崎県五島市 東辺地
(辺地の人口 315人、面積 21.23km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市玉之浦町小川、玉之浦町中須、玉之浦町幾久山、玉之浦町上の平
- (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市玉之浦町幾久山433番1
- (3) 辺地度数 272点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

林道富江玉之浦線のおがわ橋は、小川川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後31年が経過し、主桁、支承等に損傷が発生している状況である。このようなことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、車両等の通行の安全及び林業の活性化を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成30年度から平成34年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
林道	五島市	20,000	10,000	10,000	10,000
合計		20,000	10,000	10,000	10,000

議案第 76 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
荒川辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

平成 30 年 9 月 5 日提出

五島市長 野 口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書

長崎県五島市 荒川辺地
(辺地の人口 276人、面積 25.60 km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市玉之浦町荒川、玉之浦町丹奈、玉之浦町布浦、玉之浦町頓泊
- (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市玉之浦町荒川279番11
- (3) 辺地度数 289点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

林道丸山線の丸山線1号橋は、七岳川に架けられたコンクリート橋である。しかし、この橋は、架設後54年が経過し、主桁、支承等に損傷が発生している状況である。このようなことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、車両等の交通の安全及び林業の活性化を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成30年度から平成34年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
林道	五島市	17,200	8,600	8,600	8,600
合計		17,200	8,600	8,600	8,600

議案第 77 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
中岳南部辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

平成 30 年 9 月 5 日提出

五島市長 野 口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書

長崎県五島市 中岳南部辺地
(辺地の人口 228人、面積 7.30 km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市岐宿町中嶽、岐宿町二本楠
(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市岐宿町中嶽1987番2
(3) 辺地度点数 225点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

市道中嶽北部33号線の八本木橋(4号)は、岐宿町中岳地区の集落内を流れる大保川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後30年以上が経過していると思われ、主桁、支承等に損傷が発生している状況である。このようなことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、地区住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成30年度から平成34年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	16,500	2,454	14,046	14,046
合計		16,500	2,454	14,046	14,046

議案第 78 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
西海辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

平成 30 年 9 月 5 日提出

五島市長 野 口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書

長崎県五島市 西海辺地
(辺地の人口 183人、面積 4.93 km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市奈留町浦
(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市奈留町浦754番16
(3) 辺地度点数 239点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

白這地区と宿輪地区との間は、ここ数年、マグロの養殖事業の発展に伴い、大型車両の通行が増加している。しかし、これらの地区を結ぶ一般県道奈留島線及び市道白這～江上線は、幅員が狭いため車両間の離合が困難であり、歩行者及び車両の通行に支障を来している状況である。このようなことから、新たに白這地区と宿輪地区とを結ぶ道路を整備し、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成30年度から平成34年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	128,200	0	128,200	128,200
合計		128,200	0	128,200	128,200

議案第 79 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

平成 30 年 3 月 22 日に議決された福江辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

平成 30 年 9 月 5 日提出

五島市長 野 口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書(第3次変更)

長崎県五島市 福江辺地

(辺地の人口 3,446人、面積 1.47km²)

1. 辺地の概況

- | | |
|--------------------|---|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | 長崎県五島市東浜町一丁目、東浜町二丁目、東浜町三丁目、紺屋町、武家屋敷一丁目、武家屋敷二丁目、武家屋敷三丁目、池田町、栄町、中央町、錦町、幸町、末広町、江川町、福江町、新港町 |
| (2) 地域の中心の位置 | 長崎県五島市末広町1番10 |
| (3) 辺地度点数 | 137点 |

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

(道路施設)

市道紺屋町・堀端線は、地域住民の生活道路及び福江小学校等の通学路として利用されている。しかし、この路線は、歩道幅員が狭く、また、舗装整備後の年数経過による路面のひび割れも発生しており、歩行者及び車両の通行に支障を来している状況である。

このようなことから、歩道の拡幅整備及び道路の舗装整備を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

市道福江187号線は、県道河務・福江線と国道384号線とを結ぶ中心市街地の生活道路として利用されており、車両の通行量が非常に多い路線である。しかし、舗装整備後の年数経過による路面のひび割れや、道路と側溝との間に段差が生じているため、歩行者及び車両の通行に支障を来している状況である。

このようなことから、道路の舗装整備等を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

市道大波止・城山線、市道外濠線及び市道福江197号線は、福江港と五島市特有の歴史的景観資産とを結ぶ道路であり、地域住民の生活道路としても使用されている。しかし、これらの路線は、歩道の陥没や隆起が発生しており、歩行者の通行に支障を来している状況である。

このようなことから、歩道の拡幅整備等を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

(消防施設)

この地区の防火水槽の設置予定地周辺には、古い木造住宅が密集している区域があり、火災が発生した場合、風の強さ、風向等によっては大規模な火災に発展する恐れ

があるが、防火水槽が設置されておらず、今後の水利不足が懸念される。

このようなことから、防火水槽を新たに設置することにより、迅速かつ効果的な消防活動の展開を可能にし、地区住民のより安全な生活環境の整備を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成28年度から平成32年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	397,000	0	397,000	397,000
消防施設	五島市	13,852	2,693	11,159	11,150
合計		410,852	2,693	408,159	408,150

議案第79号参考 総合整備計画書新旧対照表

(下線の部分は、変更部分)

変 更 後	変 更 前
<p>総合整備計画書(第3次変更)</p> <p>長崎県五島市 福江辺地 (辺地の人口 3,446人、面積 1.47km²)</p> <p>1. 辺地の概況</p> <p>(1) 辺地を構成する町又は字の名 長崎県五島市東浜町一丁目、東浜町二丁目、東浜町三丁目、紺屋町、武家屋敷一丁目、武家屋敷二丁目、武家屋敷三丁目、池田町、栄町、中央町、錦町、幸町、未広町、江川町、福江町、新港町 長崎県五島市未広町1番10 137点</p> <p>(2) 地域の中心の位置</p> <p>(3) 辺地度数</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 (道路施設)</p> <p>市道紺屋町・堀端線は、地域住民の生活道路及び福江小学校等の通学路として利用されている。しかし、この路線は、歩道幅員が狭く、また、舗装整備後の年数経過による路面のひび割れも発生しており、歩行者及び車両の通行に支障を来している状況である。</p> <p>このようなことから、歩道の拡幅整備及び道路の舗装整備を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道福江187号線は、県道河務・福江線と国道384号線とを結ぶ中心市街地の生活道路として利用されており、車両の通行量が非常に多い路線である。しかし、舗装整備後の年数経過による路面のひび割れや、道路と側溝との間に段差が生じているため、歩行者及び車両の通行に支障を来している状況である。</p> <p>このようなことから、道路の舗装整備等を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道大波止・城山線、市道外濠線及び市道福江197号線は、福江港と五島市特有の歴史的景観資産とを結ぶ道路であり、地域住民の生活道路としても使用されている。しかし、これらの路線は、歩道の陥没や隆起が発生しており、歩行者の通行に支障を来している状況である。</p> <p>このようなことから、歩道の拡幅整備等を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>(消防施設)</p> <p>この地区の防火水槽の設置予定地周辺には、古い木造住宅が密集している区域があり、火災が発生した場合、風の強さ、風向等によっては大規模な火災に発展する恐れがあるが、防火水槽が設置されておらず、今後の水利不足が懸念される。</p>	<p>総合整備計画書(第2次変更)</p> <p>長崎県五島市 福江辺地 (辺地の人口 3,446人、面積 1.47km²)</p> <p>1. 辺地の概況</p> <p>(1) 辺地を構成する町又は字の名 長崎県五島市東浜町一丁目、東浜町二丁目、東浜町三丁目、紺屋町、武家屋敷一丁目、武家屋敷二丁目、武家屋敷三丁目、池田町、栄町、中央町、錦町、幸町、未広町、江川町、福江町、新港町 長崎県五島市未広町1番10 137点</p> <p>(2) 地域の中心の位置</p> <p>(3) 辺地度数</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情</p> <p>市道紺屋町・堀端線は、地域住民の生活道路及び福江小学校等の通学路として利用されている。しかし、この路線は、歩道幅員が狭く、また、舗装整備後の年数経過による路面のひび割れも発生しており、歩行者及び車両の通行に支障を来している状況である。</p> <p>このようなことから、歩道の拡幅整備及び道路の舗装整備を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>市道福江187号線は、県道河務・福江線と国道384号線とを結ぶ中心市街地の生活道路として利用されており、車両の通行量が非常に多い路線である。しかし、舗装整備後の年数経過による路面のひび割れや、道路と側溝との間に段差が生じているため、歩行者及び車両の通行に支障を来している状況である。</p> <p>このようなことから、道路の舗装整備等を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p>

このようことから、防火水槽を新たに設置することにより、迅速かつ効果的な消防活動の展開を可能にし、地区住民のより安全な生活環境の整備を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画
平成28年度から平成32年度まで 5年間
(単位：千円)

施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事 業債の予定額
	事業 主体	五島市		特定財源	一般財源	
道路施設	五島市		397,000	0	397,000	397,000
消防施設	五島市		13,852	2,693	11,159	11,150
合計			410,852	2,693	408,159	408,150

3. 公共的施設の整備計画
平成28年度から平成32年度まで 5年間
(単位：千円)

施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事 業債の予定額
	事業 主体	五島市		特定財源	一般財源	
道路施設	五島市		247,000	0	247,000	247,000
合計			247,000	0	247,000	247,000

議案第 80 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

平成 29 年 9 月 29 日に議決された三尾野辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

平成 30 年 9 月 5 日提出

五島市長 野 口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書(第3次変更)

長崎県五島市 三尾野辺地

(辺地の人口 1,004人、面積 1.65 km²)

1. 辺地の概況

- | | |
|--------------------|---|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | 長崎県五島市三尾野一丁目、三尾野二丁目、三尾野三丁目、坂の上一丁目、三尾野町、大円寺町 |
| (2) 地域の中心の位置 | 長崎県五島市三尾野二丁目5番1 |
| (3) 辺地度点数 | 143点 |

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

(道路施設)

市道本山32号線は、主要地方道福江・富江線と市道三尾野町・坂ノ上線とを結ぶバイパス的路線である。しかし、この路線は、幅員が狭いため、歩行者と車両との離合及び車両間の離合が困難であり、歩行者等の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の拡幅整備を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

市道福江378号線、市道福江296号線及び市道福江297号線は、五島市中央公園を中心とするスポーツ施設及び五島海陽高等学校等の公共施設に通じる路線である。しかし、これらの路線は、側溝がなく、また舗装されていないため、利用者の通行に支障を来している状況である。このようなことから、道路の整備を行い、利用者の交通の利便性の向上を図るものである。

(消防施設)

この地区の防火水槽の設置予定地周辺は、五島市中央公園を中心とするスポーツ施設があり、住宅が増え続けているが、防火水槽が設置されておらず、今後の水利不足が懸念される。このようなことから、防火水槽を新たに設置することにより、迅速かつ効果的な消火活動を可能にし、地区住民のより安全な生活環境の整備を図るものである。

(観光又はレクリエーションに関する施設)

五島市中央公園は、昭和58年に開設され、市内のスポーツ拠点として多くの市民が利用している。しかし、公園施設の老朽化が進んでおり、施設の更新及び維持管理を計画的に実施する必要がある。このようなことから、老朽化が進んでいる施設及び耐用年数を経過している施設について、計画的に改修を行うことにより、公園施設の安全性の向上を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成27年度から平成31年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	142,500	0	142,500	142,500
消防施設	五島市	41,932	10,772	31,160	31,050
観光又はレクリエーションに関する施設	五島市	660,779	329,000	331,779	331,700
合計		845,211	339,772	505,439	505,250

議案第 80 号参考 総合整備計画書新旧対照表

(下線の部分は、変更部分)

変 更 後	変 更 前
<p>総合整備計画書(第3次変更)</p> <p>長崎県五島市 三尾野辺地 (辺地の人口 1,004人、面積 1.65 km²)</p> <p>1. 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市三尾野一丁目、三尾野二丁目、三尾野三丁目、坂の上一丁目、三尾野町、大円寺町 (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市三尾野二丁目5番1 (3) 辺地度数 143点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 (道路施設) 市道本山32号線は、主要地方道福江・富江線と市道三尾野町・坂ノ上線とを結びバイパス的路線である。しかし、この路線は、幅員が狭いため、歩行者と車両との離合及び車両間の離合が困難であり、歩行者等の通行に支障を来している状況である。このことから、道路の拡幅整備を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。 市道福江378号線、市道福江296号線及び市道福江297号線は、五島市中央公園を中心とするスポーツ施設及び五島海陽高等学校等の公共施設に通じる路線である。しかし、これらの路線は、側溝がなく、また舗装されていないため、利用者の通行に支障を来している状況である。このことから、道路の整備を行い、利用者の交通の利便性の向上を図るものである。 (消防施設) この地区の防火水槽の設置予定地周辺は、五島市中央公園を中心とするスポーツ施設があり、住宅が増え続けているが、防火水槽が設置されておらず、今後の水不足が懸念される。このことから、防火水槽を新たに設置することにより、迅速かつ効果的な消火活動を可能にし、地区住民のより安全な生活環境の整備を図るものである。 (観光又はレクリエーションに関する施設) 五島市中央公園は、昭和58年に開設され、市内のスポーツ拠点として多くの市民が利用している。しかし、公園施設の老朽化が進んでおり、施設の更新及び維持管理</p>	<p>総合整備計画書(第2次変更)</p> <p>長崎県五島市 三尾野辺地 (辺地の人口 1,004人、面積 1.65 km²)</p> <p>1. 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市三尾野一丁目、三尾野二丁目、三尾野三丁目、坂の上一丁目、三尾野町、大円寺町 (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市三尾野二丁目5番1 (3) 辺地度数 143点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 (道路施設) 市道本山32号線は、主要地方道福江・富江線と市道三尾野町・坂ノ上線とを結びバイパス的路線である。しかし、この路線は、幅員が狭いため、歩行者と車両との離合及び車両間の離合が困難であり、歩行者等の通行に支障を来している状況である。このことから、道路の拡幅整備を行い、交通の安全及び利便性の向上を図るものである。 市道福江378号線、市道福江296号線及び市道福江297号線は、五島市中央公園を中心とするスポーツ施設及び五島海陽高等学校等の公共施設に通じる路線である。しかし、これらの路線は、側溝がなく、また舗装されていないため、利用者の通行に支障を来している状況である。このことから、道路の整備を行い、利用者の交通の利便性の向上を図るものである。 (消防施設) この地区の防火水槽の設置予定地周辺は、五島市中央公園を中心とするスポーツ施設があり、住宅が増え続けているが、防火水槽が設置されておらず、今後の水不足が懸念される。このことから、防火水槽を新たに設置することにより、迅速かつ効果的な消火活動を可能にし、地区住民のより安全な生活環境の整備を図るものである。 (観光又はレクリエーションに関する施設) 五島市中央公園は、昭和58年に開設され、市内のスポーツ拠点として多くの市民が利用している。しかし、公園施設の老朽化が進んでおり、施設の更新及び維持管理</p>

を計画的に実施する必要がある。このことから、老朽化が進んでいる施設及び耐用年数を経過している施設について、計画的に改修を行うことにより、公園施設の安全性の向上を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成27年度から平成31年度まで

5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事 業債の予定額
	五島市	五島市		特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	五島市	142,500	0	142,500	142,500
消防施設	五島市	五島市	41,932	10,772	31,160	31,050
観光又はレクリ エーションに関 する施設	五島市	五島市	660,779	329,000	331,779	331,700
合 計			845,211	339,772	505,439	505,250

を計画的に実施する必要がある。このことから、老朽化が進んでいる施設及び耐用年数を経過している施設について、計画的に改修を行うことにより、公園施設の安全性の向上を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成27年度から平成31年度まで

5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体		事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事 業債の予定額
	五島市	五島市		特定財源	一般財源	
道路施設	五島市	五島市	142,500	0	142,500	142,500
消防施設	五島市	五島市	35,670	8,079	27,591	27,500
観光又はレクリ エーションに関 する施設	五島市	五島市	660,779	329,000	331,779	331,700
合 計			838,949	337,079	501,870	501,700

議案第 8 1 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

平成 2 8 年 1 0 月 1 2 日に議決された松山辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

平成 3 0 年 9 月 5 日提出

五島市長 野 口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条第 8 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書(第1次変更)

長崎県五島市 松山辺地

(辺地の人口 186人、面積5.50km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市岐宿町松山
(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市岐宿町松山1468番2
(3) 辺地度点数 224点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

(林道)

森林管理道南部憩坂線整備予定地の周辺の森林は、計画的な森林整備が必要な人工林が半数以上を占めているが、林道が未整備であることから、効率的な森林整備ができない状況である。このようなことから、林道を整備する(長崎県が主体となって事業を実施し、本市が地元負担金として一部費用を負担する。)ことにより、効率的な森林整備を可能にし、林業の活性化を図るものである。

林業専用道川原線の整備予定地の周辺の森林は、計画的な森林整備が必要な人工林が半数以上を占めているが、林道が未整備であることから、効率的な森林整備ができない状況である。このようなことから、林道を整備することにより、効率的な森林整備を可能にし、林業の活性化を図るものである。

(道路施設)

市道松山中嶽南部1号線の寺脇橋(1号)は、寺脇地区の集落内にある水路に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後40年以上が経過していると思われ、主桁、支承等に損傷が発生している状況である。このようなことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成28年度から平成32年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
林道 (地元負担金)	長崎県	10,749	0	10,749	10,600
林道	五島市	25,600	15,000	10,600	10,600

道路施設	五島市	16,400	11,316	5,084	5,084
合計		52,749	26,316	26,433	26,284

議案第 8 1 号参考 総合整備計画書新旧対照表

(下線の部分は、変更部分)

変 更 後	変 更 前
<p>総合整備計画書(第1次変更)</p> <p>長崎県五島市 松山辺地 (辺地の人口 186人、面積 5.50k㎡)</p> <p>1. 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市岐宿町松山 (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市岐宿町松山1468番2 (3) 辺地度数 224点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 (林道) 森林管理道南部憩坂線整備予定地の周辺の森林は、計画的な森林整備が必要な人工林が半数以上を占めているが、林道が未整備であることから、効率的な森林整備ができていない状況である。このようことから、林道を整備する(長崎県が主体となって事業を実施し、本市が地元負担金として一部費用を負担する。)ことにより、効率的な森林整備を可能にし、林業の活性化を図るものである。 林業専用道川原線の整備予定地の周辺の森林は、計画的な森林整備が必要な人工林が半数以上を占めているが、林道が未整備であることから、効率的な森林整備ができていない状況である。このようことから、林道を整備することにより、効率的な森林整備を可能にし、林業の活性化を図るものである。</p> <p>(道路施設) 市道松山中嶽南部1号線の寺脇橋(1号)は、寺脇地区の集落内にある水路に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後40年以上が経過していると思われ、主桁、支承等に損傷が発生している状況である。このようことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、地域住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>3. 公共的施設の整備計画 平成28年度から平成32年度まで 5年間</p>	<p>総合整備計画書</p> <p>長崎県五島市 松山辺地 (辺地の人口 186人、面積 5.50k㎡)</p> <p>1. 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市岐宿町松山 (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市岐宿町松山1468番2 (3) 辺地度数 224点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 森林管理道南部憩坂線整備予定地の周辺の森林は、計画的な森林整備が必要な人工林が半数以上を占めているが、林道が未整備であることから、効率的な森林整備ができていない状況である。このようことから、林道を整備する(長崎県が主体となって事業を実施し、本市が地元負担金として一部費用を負担する。)ことにより、効率的な森林整備を可能にし、林業の活性化を図るものである。 林業専用道川原線の整備予定地の周辺の森林は、計画的な森林整備が必要な人工林が半数以上を占めているが、林道が未整備であることから、効率的な森林整備ができていない状況である。このようことから、林道を整備することにより、効率的な森林整備を可能にし、林業の活性化を図るものである。</p> <p>3. 公共的施設の整備計画 平成28年度から平成32年度まで 5年間</p>

(単位：千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地对策事 業債の予定額
				特定財源	一般財源	
林道 (地元負担金)	長崎県		10,749	0	10,749	10,600
林道	五島市		25,600	15,000	10,600	10,600
道路施設	五島市		16,400	11,316	5,084	5,084
合計			52,749	26,316	26,433	26,284

(単位：千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地对策事 業債の予定額
				特定財源	一般財源	
林道 (地元負担金)	長崎県		10,749	0	10,749	10,600
林道	五島市		25,600	15,000	10,600	10,600
合計			36,349	15,000	21,349	21,200

議案第 8 2 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

平成 2 7 年 9 月 3 0 日に議決された田岸辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

平成 3 0 年 9 月 5 日提出

五島市長 野 口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条第 8 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書(第2次変更)

長崎県五島市 田岸辺地

(辺地の人口 529人、面積 4.31km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市奈留町浦、奈留町船廻
(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市奈留町浦153番2
(3) 辺地度点数 218点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

(飲用水供給施設)

田岸地区においては、既設の配水管の老朽化が進んでおり、漏水又は赤水の発生の原因となっていることから、その早急な対策が必要とされている。

このようなことから、老朽管の布設替え及び配水管の耐震化を行うことにより、漏水又は赤水の発生を抑制し、維持管理費の削減及び有収率の向上並びに地区住民に安全で安心な飲用水を安定供給する体制の整備を図るものである。

(道路施設)

市道相ノ浦1号線の山ノ中橋は、浦地区の集落内を流れる相ノ浦川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後28年が経過し、主桁及び支承に損傷が発生している状況である。

このようなことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、橋の延命化並びに地区住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成26年度から平成30年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
飲用水供給施設	五島市	47,500	24,727	22,773	22,738
道路施設	五島市	16,000	11,200	4,800	4,800
合計		63,500	35,927	27,573	27,538

議案第 8 2 号参考 総合整備計画書新旧対照表

(下線の部分は、変更部分)

変 更 後		変 更 前																																																																	
<p>総合整備計画書(第2次変更)</p> <p>長崎県五島市 田岸辺地 (辺地の人口 529人、面積 4.31km²)</p> <p>1. 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市奈留町浦、奈留町船廻 (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市奈留町浦153番2 (3) 辺地度数 218点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 (飲用水供給施設) 田岸地区においては、既設の配水管の老朽化が進んでおり、漏水又は赤水の発生の原因となっていることから、その早急な対策が必要とされている。 このようことから、老朽管の布設替え及び配水管の耐震化を行うことにより、漏水又は赤水の発生を抑制し、維持管理費の削減及び有収率の向上並びに地区住民に安全で安心な飲用水を安定供給する体制の整備を図るものである。 (道路施設) 市道相ノ浦1号線の山ノ中橋は、浦地区の集落内を流れる相ノ浦川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後28年が経過し、主桁及び支承に損傷が発生している状況である。 このようことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、橋の延命化並びに地区住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>3. 公共的施設の整備計画 平成26年度から平成30年度まで 5年間</p>		<p>総合整備計画書(第1次変更)</p> <p>長崎県五島市 田岸辺地 (辺地の人口 529人、面積 4.31km²)</p> <p>1. 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市奈留町浦、奈留町船廻 (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市奈留町浦153番2 (3) 辺地度数 218点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 (飲用水供給施設) 田岸地区においては、既設の配水管の老朽化が進んでおり、漏水又は赤水の発生の原因となっていることから、その早急な対策が必要とされている。 このようことから、老朽管の布設替え及び配水管の耐震化を行うことにより、漏水又は赤水の発生を抑制し、維持管理費の削減及び有収率の向上並びに地区住民に安全で安心な飲用水を安定供給する体制の整備を図るものである。 (道路施設) 市道相ノ浦1号線の山ノ中橋は、浦地区の集落内を流れる相ノ浦川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後28年が経過し、主桁及び支承に損傷が発生している状況である。 このようことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、橋の延命化並びに地区住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>3. 公共的施設の整備計画 平成26年度から平成30年度まで 5年間</p>																																																																	
<p>(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">区分</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち 一般財源の うち辺地対策事 業費の予定額</th> </tr> <tr> <th>事業主体</th> <th>五島市</th> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲用水供給施設</td> <td>五島市</td> <td>24,727</td> <td>47,500</td> <td>22,773</td> <td>22,773</td> <td>22,738</td> </tr> <tr> <td>道路施設</td> <td>五島市</td> <td>11,200</td> <td>16,000</td> <td>4,800</td> <td>4,800</td> <td>4,800</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>35,927</td> <td>63,500</td> <td>27,573</td> <td>27,573</td> <td>27,538</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 一般財源の うち辺地対策事 業費の予定額	事業主体	五島市	特定財源	一般財源	飲用水供給施設	五島市	24,727	47,500	22,773	22,773	22,738	道路施設	五島市	11,200	16,000	4,800	4,800	4,800	合計		35,927	63,500	27,573	27,573	27,538	<p>(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">区分</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内訳</th> <th rowspan="2">一般財源のうち 一般財源の うち辺地対策事 業費の予定額</th> </tr> <tr> <th>事業主体</th> <th>五島市</th> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲用水供給施設</td> <td>五島市</td> <td>14,000</td> <td>28,000</td> <td>14,000</td> <td>14,000</td> <td>14,000</td> </tr> <tr> <td>道路施設</td> <td>五島市</td> <td>11,200</td> <td>16,000</td> <td>4,800</td> <td>4,800</td> <td>4,800</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>25,200</td> <td>44,000</td> <td>18,800</td> <td>18,800</td> <td>18,800</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 一般財源の うち辺地対策事 業費の予定額	事業主体	五島市	特定財源	一般財源	飲用水供給施設	五島市	14,000	28,000	14,000	14,000	14,000	道路施設	五島市	11,200	16,000	4,800	4,800	4,800	合計		25,200	44,000	18,800	18,800	18,800
施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 一般財源の うち辺地対策事 業費の予定額																																																													
	事業主体	五島市		特定財源	一般財源																																																														
飲用水供給施設	五島市	24,727	47,500	22,773	22,773	22,738																																																													
道路施設	五島市	11,200	16,000	4,800	4,800	4,800																																																													
合計		35,927	63,500	27,573	27,573	27,538																																																													
施設名	区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 一般財源の うち辺地対策事 業費の予定額																																																													
	事業主体	五島市		特定財源	一般財源																																																														
飲用水供給施設	五島市	14,000	28,000	14,000	14,000	14,000																																																													
道路施設	五島市	11,200	16,000	4,800	4,800	4,800																																																													
合計		25,200	44,000	18,800	18,800	18,800																																																													

議案第 8 3 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

平成 2 9 年 3 月 2 8 日に議決された浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

平成 3 0 年 9 月 5 日提出

五島市長 野 口 市太郎

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条第 8 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

総合整備計画書(第4次変更)

長崎県五島市 浦辺地
(辺地の人口 1,144人、面積 3.65 km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市奈留町浦、奈留町泊
(2) 地域の中心の位置 長崎県五島市奈留町浦1818番4
(3) 辺地度点数 205点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

(飲用水供給施設)

浦地区においては、既設の配水管の老朽化が進んでおり、漏水又は赤水の発生の原因となっていることから、その早急な対策が必要とされている。

このようなことから、老朽管の布設替え及び配水管の耐震化を行うことにより、漏水又は赤水の発生を抑制し、維持管理費の削減及び有収率の向上並びに地区住民に安全で安心な飲用水を安定供給する体制の整備を図るものである。

(道路施設)

市道相ノ浦5号線の汐入橋は、浦地区の集落内を流れる排水路に架けられたコンクリート橋である。しかし、この橋は、架設後30年以上が経過していると思われ、床版に損傷が発生している状況である。

このようなことから、この橋の床版等の補修を行い、橋の延命化及び地区住民の安全を図るものである。

市道相ノ浦19号線の下り松橋は、浦地区の集落内を流れる汐入川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後29年が経過し、主桁及び支承に損傷が発生している状況である。

このようなことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、橋の延命化並びに地区住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。

3. 公共的施設の整備計画

平成26年度から平成30年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
飲用水供給施設	五島市	168,883	127,180	41,703	41,562

道路施設	五島市	31,100	21,770	9,330	9,300
合計		199,983	148,950	51,033	50,862

議案第 83 号参考 総合整備計画書新旧対照表

(下線の部分は、変更部分)

変 更 後	変 更 前
<p>総合整備計画書(第4次変更)</p> <p>長崎県五島市 浦辺地 (辺地の人口 1,144人、面積 3.65km²)</p> <p>1. 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市奈留町浦、奈留町泊 (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市奈留町浦 1818番4 (3) 辺地度数 205点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 (飲用水供給施設) 浦地区においては、既設の配水管の老朽化が進んでおり、漏水又は赤水の発生の原因となっていることから、その早急な対策が必要とされている。 このようなことから、老朽管の布設替え及び配水管の耐震化を行うことにより、漏水又は赤水の発生を抑制し、維持管理費の削減及び有収率の向上並びに地区住民に安全で安心な飲用水を安定供給する体制の整備を図るものである。 (道路施設) 市道相ノ浦5号線の汐入橋は、浦地区の集落内を流れる排水路に架けられたコンクリート橋である。しかし、この橋は、架設後30年以上が経過していると思われ、床版に損傷が発生している状況である。 このようなことから、この橋の床版等の補修を行い、橋の延命化及び地区住民の安全を図るものである。 市道相ノ浦19号線の下り松橋は、浦地区の集落内を流れる汐入川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後29年が経過し、主桁及び支承に損傷が発生している状況である。 このようなことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、橋の延命化並びに地区住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>3. 公共的施設の整備計画 平成26年度から平成30年度まで 5年間</p>	<p>総合整備計画書(第3次変更)</p> <p>長崎県五島市 浦辺地 (辺地の人口 1,144人、面積 3.65km²)</p> <p>1. 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 長崎県五島市奈留町浦、奈留町泊 (2) 地域の中心の位置 長崎県五島市奈留町浦 1818番4 (3) 辺地度数 205点</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情 (飲用水供給施設) 浦地区においては、既設の配水管の老朽化が進んでおり、漏水又は赤水の発生の原因となっていることから、その早急な対策が必要とされている。 このようなことから、老朽管の布設替え及び配水管の耐震化を行うことにより、漏水又は赤水の発生を抑制し、維持管理費の削減及び有収率の向上並びに地区住民に安全で安心な飲用水を安定供給する体制の整備を図るものである。 (道路施設) 市道相ノ浦5号線の汐入橋は、浦地区の集落内を流れる排水路に架けられたコンクリート橋である。しかし、この橋は、架設後30年以上が経過していると思われ、床版に損傷が発生している状況である。 このようなことから、この橋の床版等の補修を行い、橋の延命化及び地区住民の安全を図るものである。 市道相ノ浦19号線の下り松橋は、浦地区の集落内を流れる汐入川に架けられた鋼橋である。しかし、この橋は、架設後29年が経過し、主桁及び支承に損傷が発生している状況である。 このようなことから、この橋の主桁、支承等の補修を行い、橋の延命化並びに地区住民の交通の安全及び利便性の向上を図るものである。</p> <p>3. 公共的施設の整備計画 平成26年度から平成30年度まで 5年間</p>

(単位：千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事 業債の予定額
				特定財源	一般財源	
飲用水供給施設	五島市	五島市	168,883	127,180	41,703	41,562
道路施設	五島市	五島市	31,100	21,770	9,330	9,300
合	計		199,983	148,950	51,033	50,862

(単位：千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事 業債の予定額
				特定財源	一般財源	
飲用水供給施設	五島市	五島市	160,933	122,807	38,126	38,000
道路施設	五島市	五島市	31,100	21,770	9,330	9,300
合	計		192,033	144,577	47,456	47,300

議案第 8 4 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

平成 3 0 年 9 月 5 日提出

五島市長 野 口 市太郎

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 工 事 名 | 五島市防災行政無線施設整備工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 福江地区（久賀島、椀島、赤島及び黄島を含む。）、富江地区（黒島を含む。）及び玉之浦地区 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 工事請負金額 | 1 8 9 , 0 0 0 , 0 0 0 円 |
| 5 | 工 事 請 負 人 | 佐世保市万徳町 4 番 1 8 号
エコー電子工業 株式会社
代表取締役 濱武 康司 |

（提案理由）

工事請負契約の締結については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及び五島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年五島市条例第 5 0 号）第 2 条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第 8 5 号

あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により本市内にあらたに生じた次の土地を確認し、同法第 2 6 0 条第 1 項の規定により町の区域を次のとおり変更する。

平成 3 0 年 9 月 5 日提出

五島市長 野 口 市太郎

位 置	面積（平方メートル）	編入する区域
五島市平蔵町 1 6 5 7 の 2、1 6 5 8 の 1 及び 1 6 5 8 の 2 地先	1 7 1 . 9 1	平蔵町

（提案理由）

あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更については、地方自治法第 9 条の 5 第 1 項及び第 2 6 0 条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

竣 功 認 可 書

五 島 市

平成30年5月1日付けで申請のあった第2種奥浦漁港区域内における公有水面の埋立てに関する工事の竣功については、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により下記のとおり認可する。

平成30年6月12日

長崎県知事 中村 法道



記

1. 埋立ての場所

長崎県五島市平蔵町1657番1、1657番2、1658番1及び1658番2に至る地先

2. 埋立地の用途 道路用地

3. 竣功面積 171.91㎡

(内訳) 道 路 敷 171.91㎡

位置図

S=1:25,000

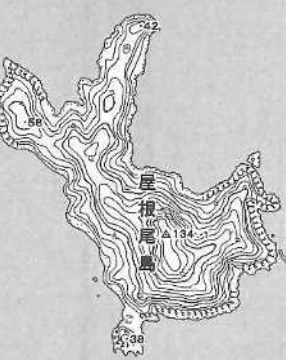


申請区域

五島市平蔵町

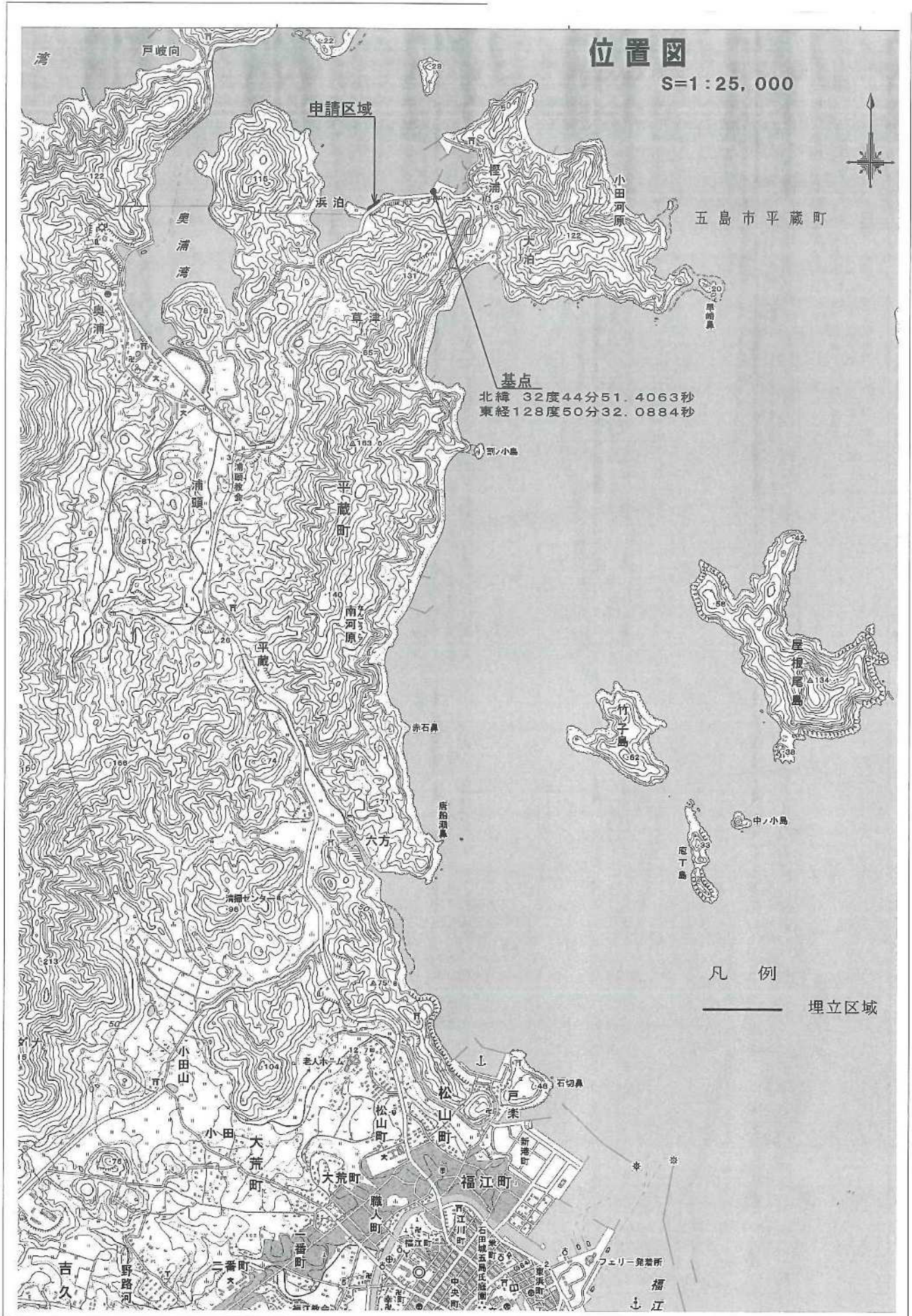
基点

北緯 32度44分51.4063秒
東経 128度50分32.0884秒



凡例

—— 埋立区域

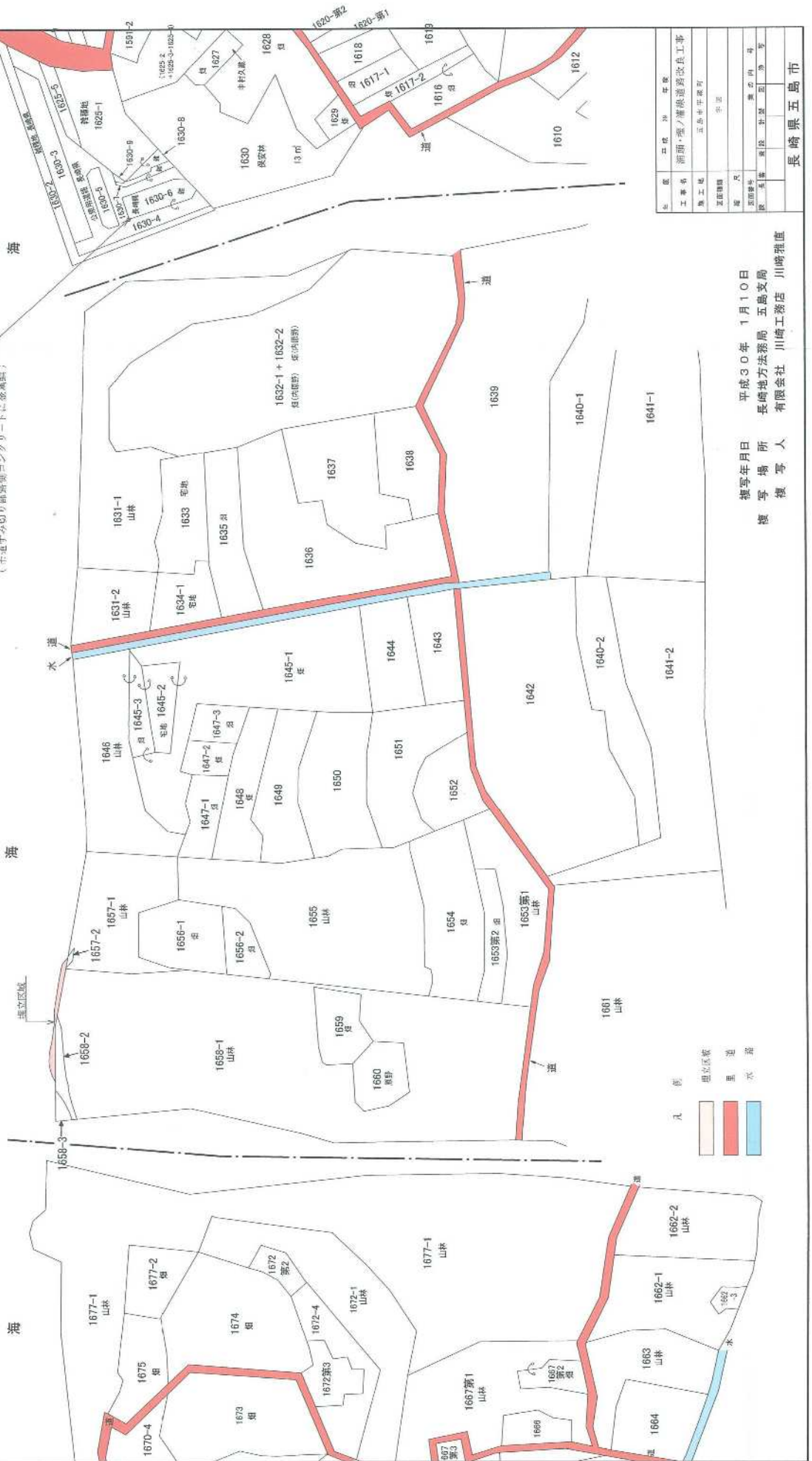


字



五島市平蔵町

北緯 32度44分51.4089秒
東経 128度50分32.0884秒
(市道中分切り面測量コンクリートに金属釘)
基点



生産地	工役	年	度
工事名	酒類・強ノ浦線道路改良工事		
施工地	五島市平蔵町		
測量時期	平成30年		
図	1		
測量者	株式会社 川崎工務店		
測量員	川崎 雅直		

複写年月日 平成30年 1月10日
 複写場所 早崎地方法務局 五島支局
 複写人 有限会社 川崎工務店 川崎雅直

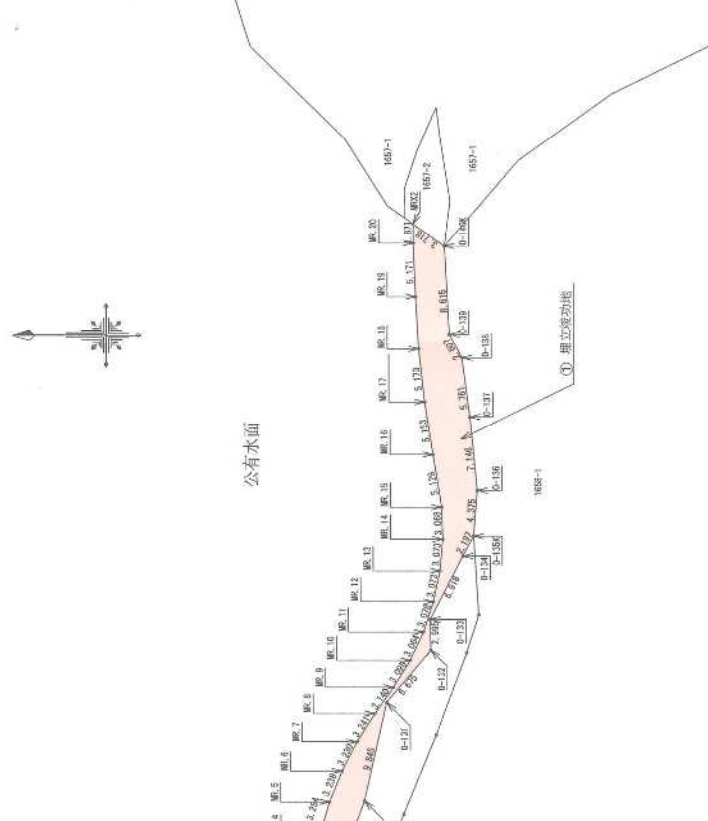
長崎県五島市

求積平面図

S=1:500

求積表

地番	① 埋立変動地		Xn	Yn+1-Yn-1	Xn · (Yn+1-Yn-1)
MR.1	-27808.521	-61894.171	-27808.521	-4.181	116267.426301
MR. 2	-27808.498	-61893.395	-27808.498	4.028	-112012.629944
MR. 3	-27808.590	-61890.143	-27808.590	6.485	-180338.706150
MR. 4	-27808.853	-61886.910	-27808.853	6.442	-179145.276226
MR. 5	-27809.032	-61883.701	-27809.032	6.323	-175640.303136
MR. 6	-27810.576	-61880.597	-27810.576	6.116	-170089.462816
MR. 7	-27811.790	-61877.595	-27811.790	5.874	-163366.454460
MR. 8	-27813.268	-61874.713	-27813.268	5.613	-156115.873284
MR. 9	-27814.998	-61871.972	-27814.998	5.300	-147419.469400
MR. 10	-27816.845	-61869.413	-27816.845	5.195	-144508.364315
MR. 11	-27818.799	-61866.777	-27818.799	5.413	-150381.242786
MR. 12	-27819.739	-61864.000	-27819.739	5.702	-158628.151778
MR. 13	-27820.688	-61861.075	-27820.688	5.928	-164921.057744
MR. 14	-27821.349	-61858.072	-27821.349	6.084	-168708.600336
MR. 15	-27821.916	-61855.011	-27821.916	6.127	-170463.041232
MR. 16	-27820.683	-61851.945	-27820.683	8.129	-226161.067306
MR. 17	-27819.318	-61846.882	-27819.318	10.152	-282435.675336
MR. 18	-27818.381	-61841.793	-27818.381	10.231	-284825.202511
MR. 19	-27819.008	-61836.651	-27819.008	10.293	-286344.240174
MR. 20	-27818.784	-61831.500	-27818.784	10.317	-287008.705536
MR.21	-27818.769	-61826.334	-27818.769	7.037	-195760.783008
MR.22	-27821.001	-61824.463	-27821.001	-0.281	7817.074089
0-139	-27822.289	-61826.616	-27822.289	-10.753	299167.826153
0-138	-27823.501	-61835.216	-27823.501	-10.969	303513.350701
0-137	-27824.297	-61837.524	-27824.297	-8.018	223088.831018
0-136	-27824.297	-61843.234	-27824.297	-12.822	356762.751474
0-135	-27824.297	-61850.346	-27824.297	-11.472	319206.028296
0-134	-27824.509	-61854.706	-27824.509	-6.291	175044.615219
0-133	-27823.561	-61856.637	-27823.561	-8.080	224814.372880
0-132	-27820.390	-61862.786	-27820.390	-8.144	224389.646160
0-131	-27820.444	-61865.781	-27820.444	-8.110	225633.800840
0-130	-27816.156	-61870.896	-27816.156	-14.714	409266.910384
0-129	-27813.967	-61880.495	-27813.967	-16.318	509466.247506
0-128	-27810.573	-61889.214	-27810.573	-13.676	380337.396348
合計					343.824492
合計					171.912460
合計					171.91
合計					m ²



地番	面積
① 埋立変動地	171.912460 m ²

年度	平成 29 年度
工事名	部領・野ノ瀬埋立変動地認可
施工地	五島市 平磯町
図面種類	求積平面図
縮尺	S=1:500
図面番号	案の内 号
書名	埋立変動地 長巻 平面図
所属	長崎県五島市

世界測地系による座標値

平面直角座標系	第 I 系
測量年月日	平成29年12月22日

議案第 86 号

あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により本市内にあらたに生じた次の土地を確認し、同法第 260 条第 1 項の規定により町の区域を次のとおり変更する。

平成 30 年 9 月 5 日提出

五島市長 野口 市太郎

位 置	面積（平方メートル）	編入する区域
五島市伊福貴町 376 の 19、586 の 1、588 の 1、588 の 2、589、590、591 の 1+591 の 2、591 の 3、592 の 3、592 の 4、592 の 6 及び 592 の 14 地先並びに 586 に隣接する水路地先	497.63	伊福貴町

（提案理由）

あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更については、地方自治法第 9 条の 5 第 1 項及び第 260 条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

竣功認可書

長 崎 県

平成30年3月1日付けで申請のあった第1種新杵島漁港区域内における公有水面の埋立
てに関する工事の竣功については、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項
の規定により下記のとおり認可する。

平成30年6月12日

長崎県知事 中村 法道



記

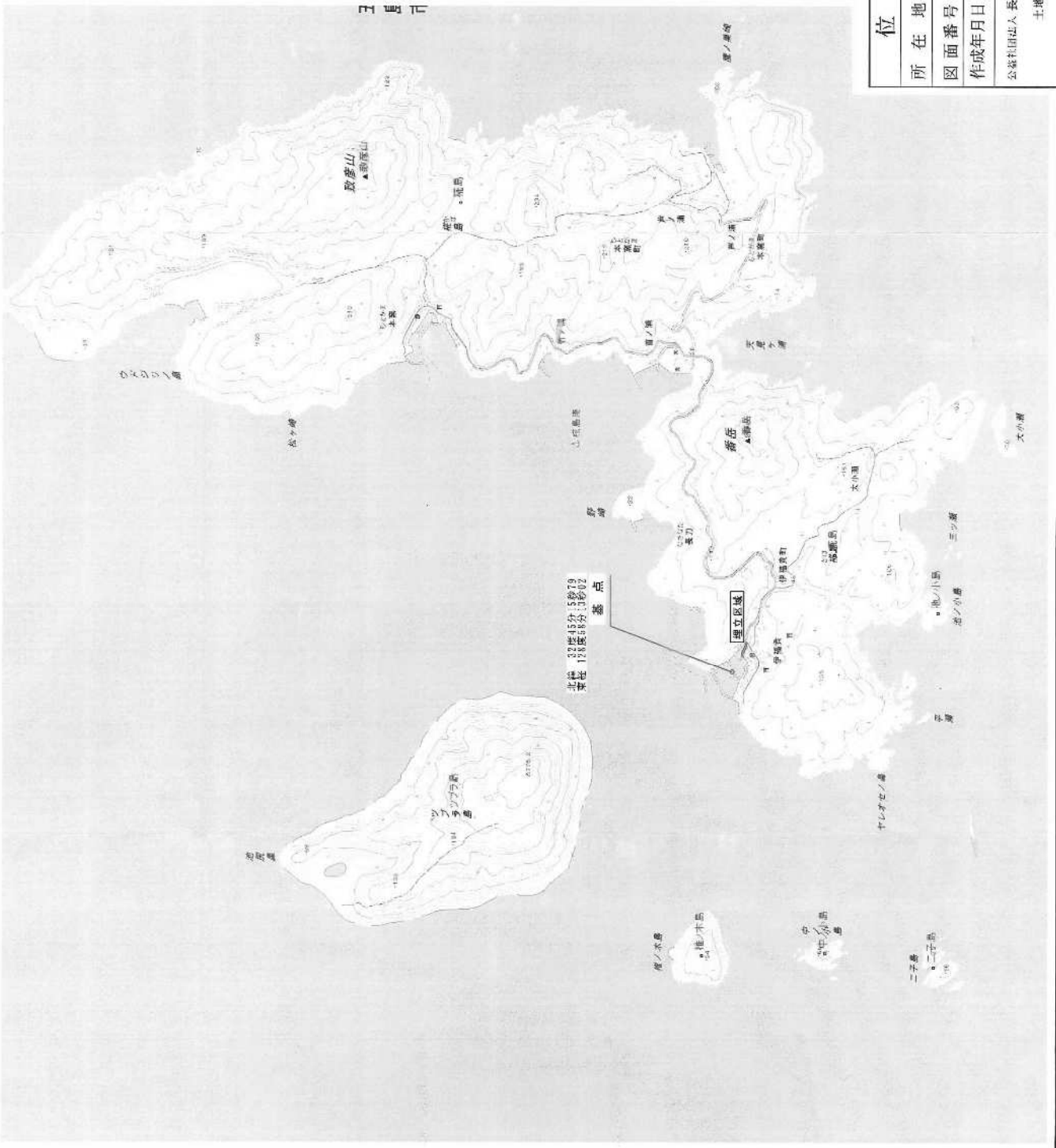
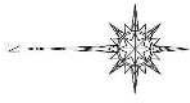
1. 埋立ての場所

五島市伊福貴町586番1から592番14に至る地先

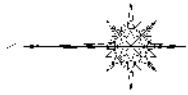
2. 埋立地の用途 道路用地

3. 竣功面積 497.63㎡

(内訳) 道 路 敷 497.63㎡



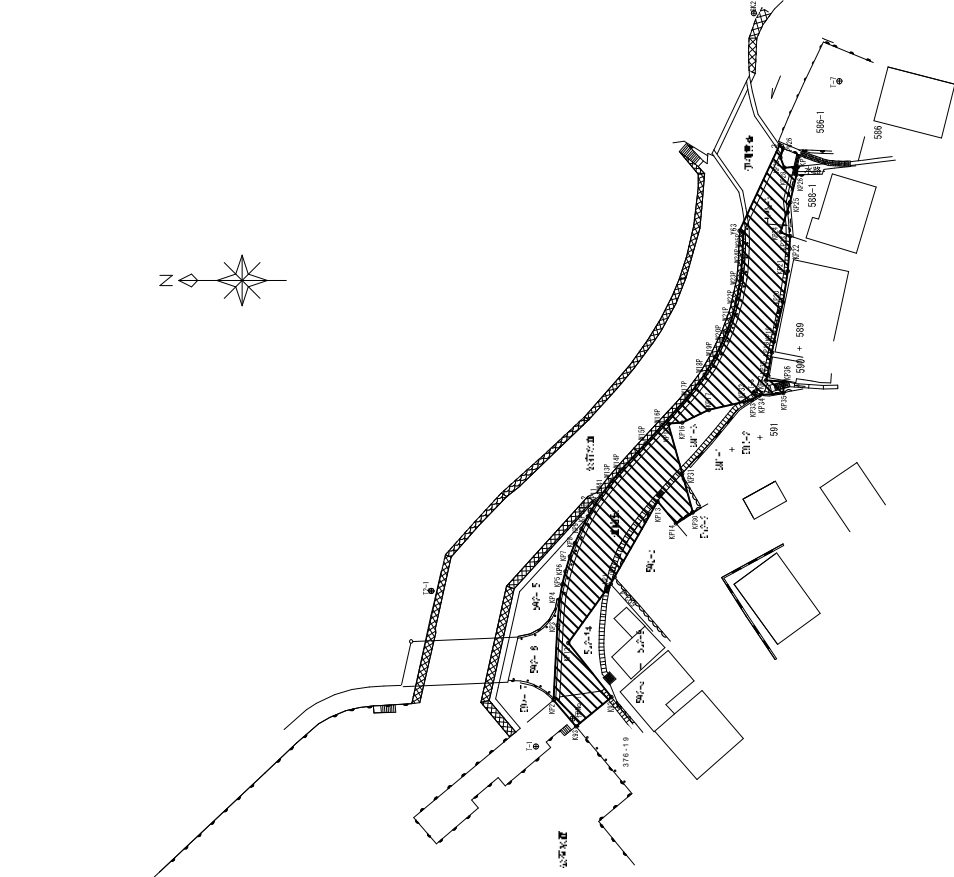
位 置 図		
所在地	五島市伊保木町	
図面番号	縮尺	1/25000
作成年月日	平成30年2月15日	
公益社団法人 長崎県公共測量登記土地家屋調査士協会 土地家屋調査士 山口 淳		



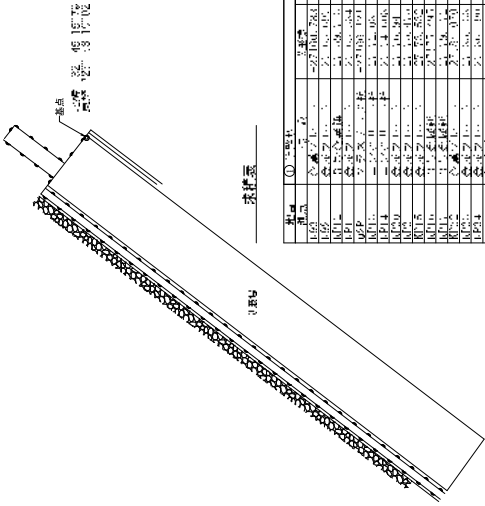
ア	592-13
イ	585-兼2
ウ	579-兼2
エ	578
オ	592-14
カ	591-3
キ	588-2



公 司	写
所 在 地	五島市伊高町
図 面 番 号	新 尺
作 成 年 月 日	平成30年2月15日



項目	① 面積	② 容積率	③ 高さ	④ 用途	⑤ 備考
M10	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M11	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M12	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M13	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M14	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M15	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M16	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M17	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M18	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M19	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M20	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M21	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M22	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M23	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M24	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M25	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M26	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M27	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M28	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M29	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M30	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M31	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M32	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M33	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M34	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M35	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M36	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M37	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M38	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M39	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M40	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M41	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M42	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M43	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M44	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M45	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M46	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M47	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M48	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M49	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M50	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M51	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M52	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M53	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M54	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M55	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M56	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M57	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M58	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M59	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M60	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M61	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M62	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M63	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M64	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M65	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M66	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M67	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M68	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M69	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M70	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M71	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M72	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M73	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M74	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M75	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M76	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M77	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M78	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M79	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M80	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M81	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M82	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M83	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M84	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M85	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M86	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M87	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M88	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M89	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M90	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M91	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M92	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M93	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M94	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M95	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M96	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M97	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M98	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M99	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	
M100	2,100.00	0.10	11.00	倉庫	



① 求得平面図
 11月
 1000

議案第 87 号

あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により本市内にあらたに生じた次の土地を確認し、同法第 260 条第 1 項の規定により字の区域を次のとおり変更する。

平成 30 年 9 月 5 日提出

五島市長 野 口 市太郎

位 置	面積（平方メートル）	編入する区域
五島市富江町岳字坪 991 の 4 地先	81.23	字坪

（提案理由）

あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更については、地方自治法第 9 条の 5 第 1 項及び第 260 条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。



竣功認可書

五 島 市

平成30年4月26日付けで申請のあった第1種倭寇漁港区域内における公有水面の埋立てに関する工事の竣功については、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により下記のとおり認可する。

平成30年6月8日

長崎県知事 中村 法道



記

1. 埋立ての場所

長崎県五島市富江町岳字坪991番4に隣接する地先

2. 埋立地の用途 漁港施設用地

3. 竣功面積 81.23㎡

(内訳) 岸 壁 敷 81.23㎡



五島市富江町岳字坪

S=1:25,000

一般平面図 (位置図)

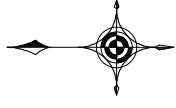
凡例



申請位置

年度	平成 29 年度
工事名	倭寇漁港(坪地区)竣功認可
施工地	五島市富江町岳字坪
図面種類	一般平面図 (位置図)
縮尺	S=1:25,000
図面番号	葉の内 号
図面種類	設計 区 番号
長崎県五島市	

字図 (14条地図)



S=1:500

公共水面

五島市富江町岳字坪
長崎県指令28漁港許第3号

KT3
B11.0
45°46'N
141°42'E

●KT2

▽坪

十字

+

+

埋立区域

公共水面

凡例

埋立区域

地図

B11.4
埋立区域

基点 北緯 32度54分40.43秒
東経 128度06分32.48秒

●KT7

白石

台坪

●KT4

+

+

+

公共水面

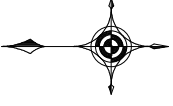
●KT6

工種	平成 29 年度
工事名	富島町富江町埋立区域埋立
施工地	五島市富江町岳字坪
図面種類	字図 (14条地図)
縮尺	1:500
図面番号	第 1 号
作成者	長崎県建設部
承認者	長崎県建設部
作成日	
承認日	
備考	

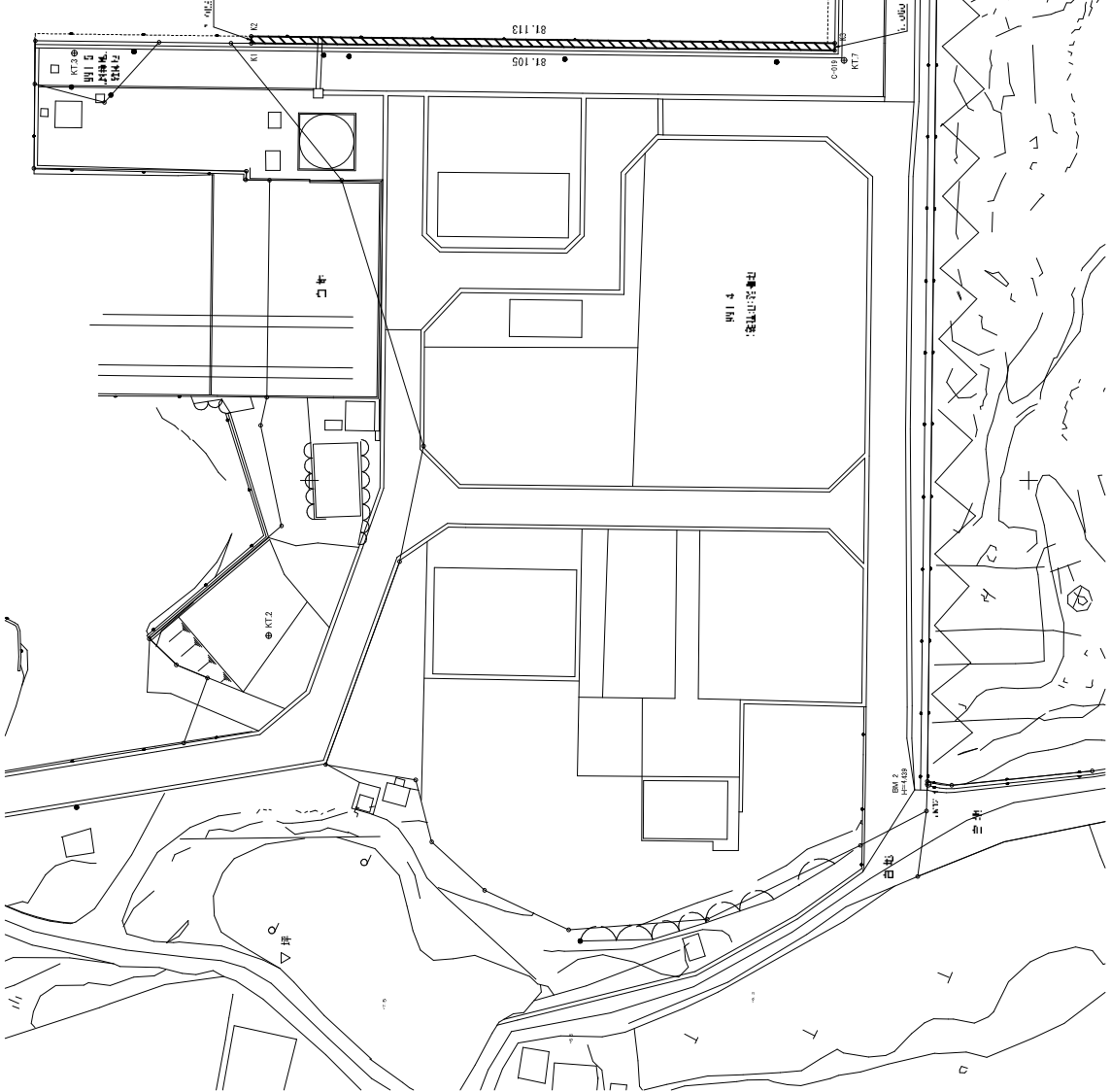
長崎県五島市

求積平面図

S=1:500



五島市富江町岳字坪
長崎県指令28漁港許第3号



地番	測量地番	座標	X (m)	Y (m)	面積 (㎡)
K3	48572.049	-60039.211	62028.32268	1.000	
U-2119	-48572.050	-60040.741	1791.471813	81.105	
K1	-60401.931	-60039.238	-91238.065856	1.553	
K2	-48591.938	-60038.245	-1248.737777	81.113	
合計		面積	162.88859		
合計		面積	81.234250		
合計		面積	21.73		

地番	測量地番	座標	X (m)	Y (m)
U-2119		基点	61.23	

工務	平成 29 年 1 月
設計	長崎県立五島建設事務所
監理	長崎県立五島建設事務所
測量	測量士 長崎県立五島建設事務所
図面作成	測量士 長崎県立五島建設事務所
図面承認	測量士 長崎県立五島建設事務所

長崎県五島市

議案第 88 号

町の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本市内の町の区域を次のとおり変更する。

平成 30 年 9 月 5 日提出

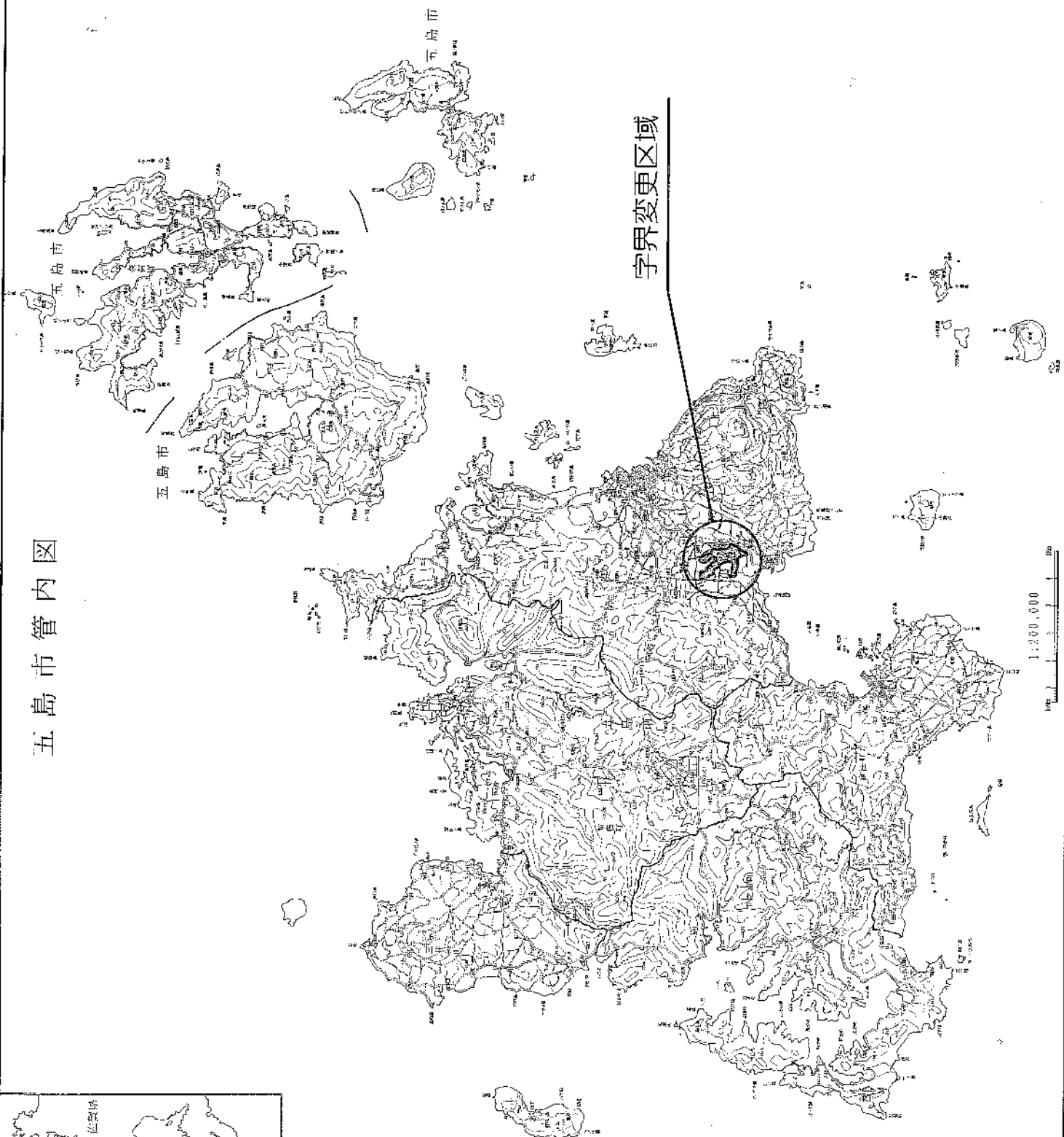
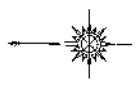
五島市長 野口 市太郎

区域を変更する町の名称	左記に編入する区域
五島市堤町	高田町 1336 の 1 の一部、1337 の 1 の一部及びこれらの区域に隣接する道路・水路である市有地の一部並びに 1384 の 2 の一部、1384 の 3、1915 の 2 及びこの区域に隣接する道路である市有地の全部並びに 1916 の 2、1917 の 2、1918・1919 合併、1920、1925、1926、1952 から 1956 まで並びに 1955、1956 に隣接する道路である市有地の全部
五島市高田町	堤町 1609 の 1、1610、1611 の 2、1612 から 1614 までに隣接する水路である市有地の一部並びに 1616 の一部、1617 の一部、1618 の 2 の一部及びこれらの区域に隣接する道路である市有地の一部並びに野々切町 3548 の 2 の一部、3605 の一部、3606 の一部、3607 の 1 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である市有地の一部並びに 3339 の 2、3340、3341 の 2、3342、3343 の 1 + 3343 の 2、3344 の 2、3345 の 2、3346 から 3349 まで、3350 の 1、3350 の 3 に隣接する道路・水路である市有地の一部
五島市野々切町	高田町 470、471、472 の 1、472 の 2、473 から 475 まで、476 の一部、503 の一部、504 の一部、536 の 3 及びこれらの区域に隣接介在する水路である市有地の全部並びに 527、528 に隣接する道路である市有地の全部

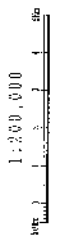
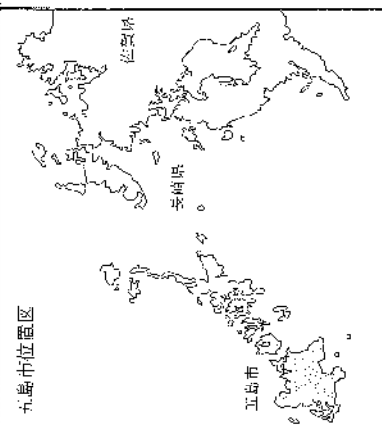
(提案理由)

牟田地区県営農地整備事業 (経営体育成型) の実施により土地の区画が変更されたことに伴い、町の区域を変更したいが、当該変更については、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

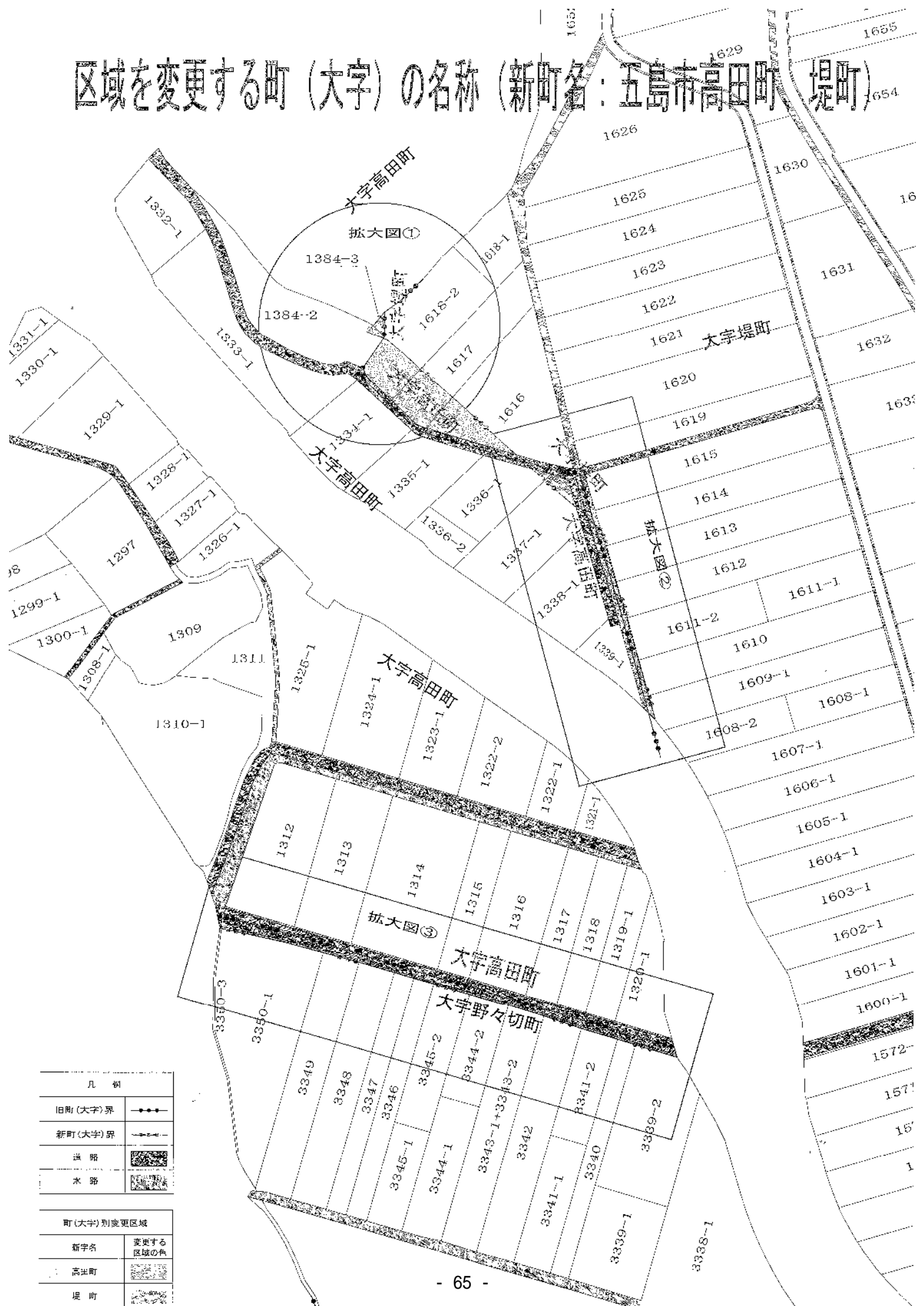
五島市管内図



字界変更区域



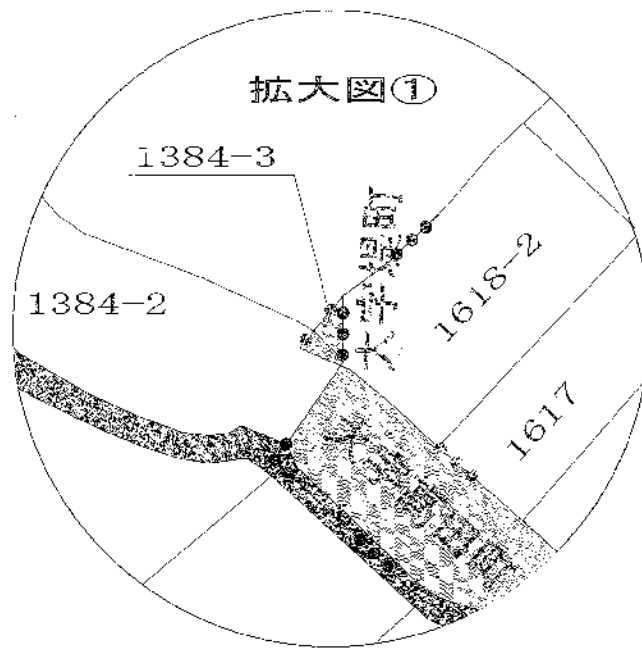
区域を変更する町（大字）の名称（新町名：五島市高田町 堤町）



凡 例	
旧町(大字)界	—●—●—●—●—
新町(大字)界	—●—●—●—●—
道路	■
水路	■

町(大字)別変更区域	
新字名	変更する区域の色
高生町	■
堤町	■

区域を変更する町(大字)の名称(新町名:五島市高田町、堤町)

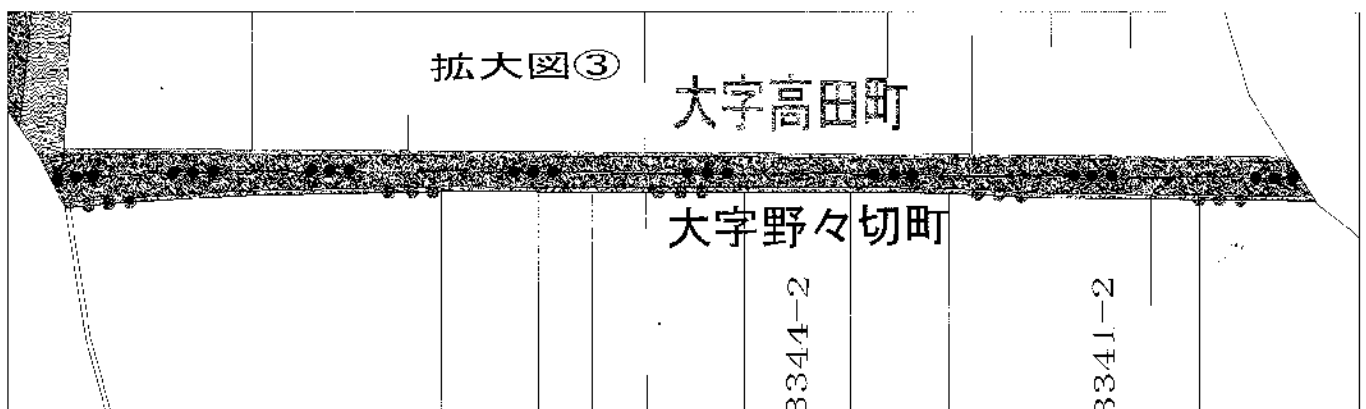
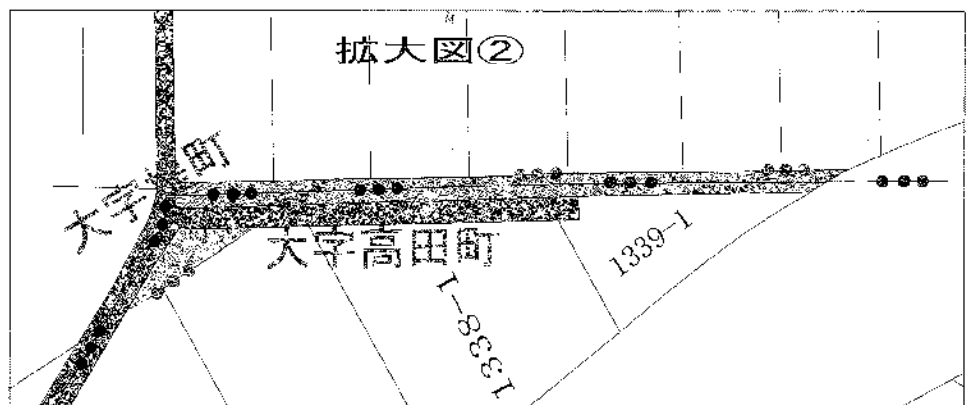


凡 例

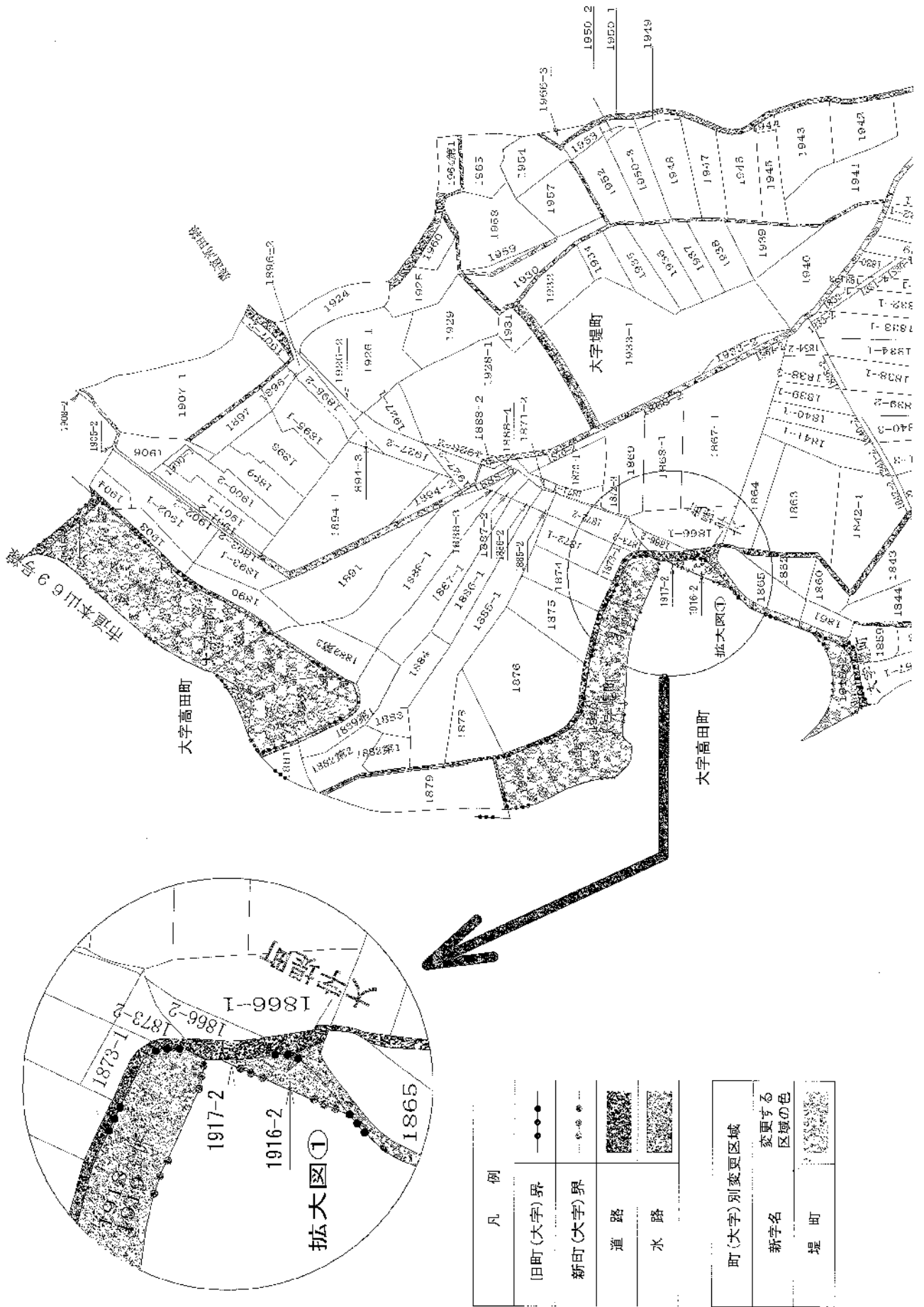
旧町(大字)界	●●●●●
新町(大字)界	○●●●○
道 路	
水 路	

町(大字)別変更区域

新字名	変更する区域の色
高田町	
堤 町	



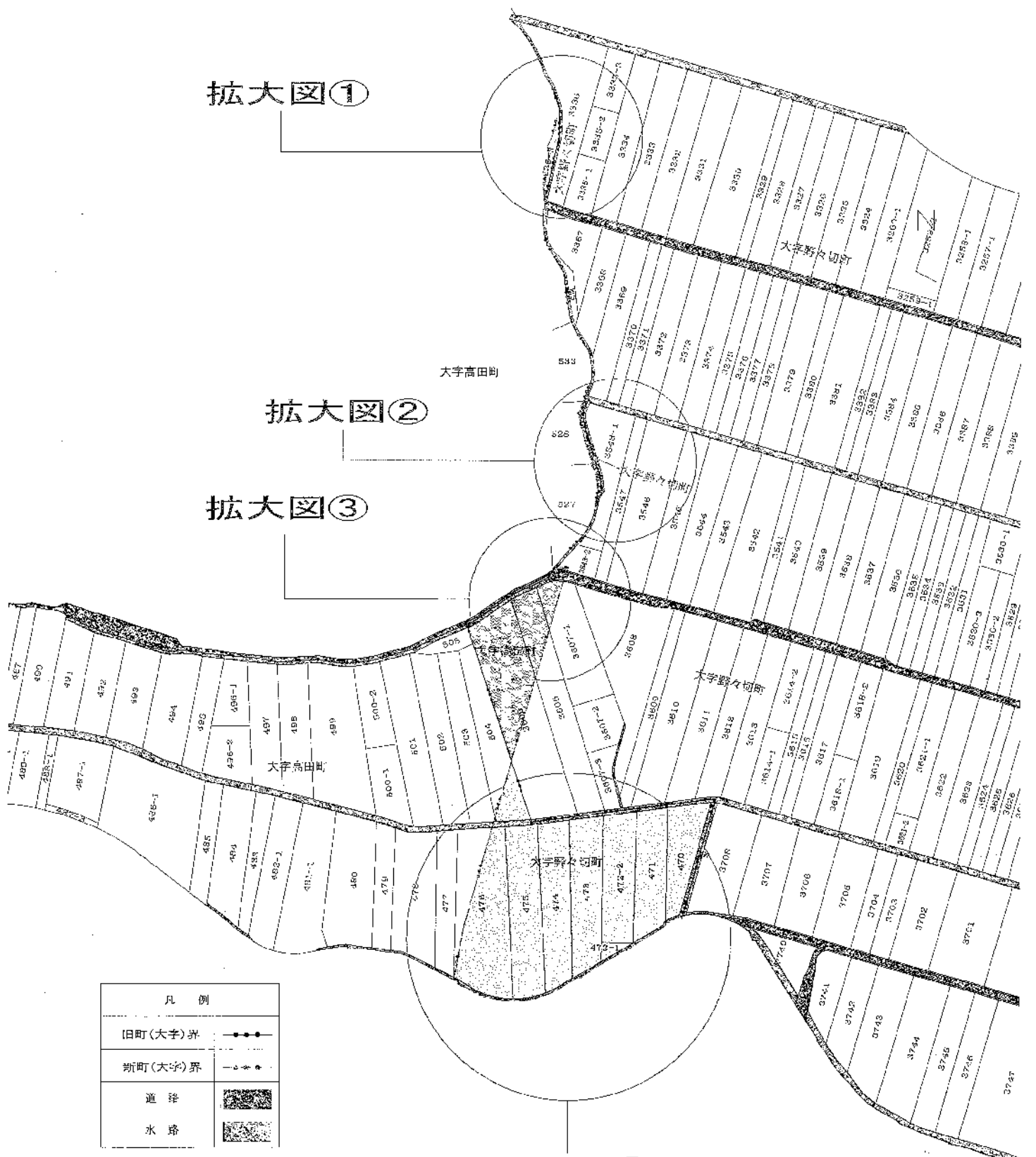
区域を変更する町(大字)の名称(新大字名：五島市堤町)



凡例	●—●
旧町(大字)界	—
新町(大字)界	---
道路	▨
水路	▧

町(大字)別変更区域	
変更する	▨
区域の色	▧
堤町	▩

区域を変更する町（大字）の名称（新大字名：五島市野々切町）



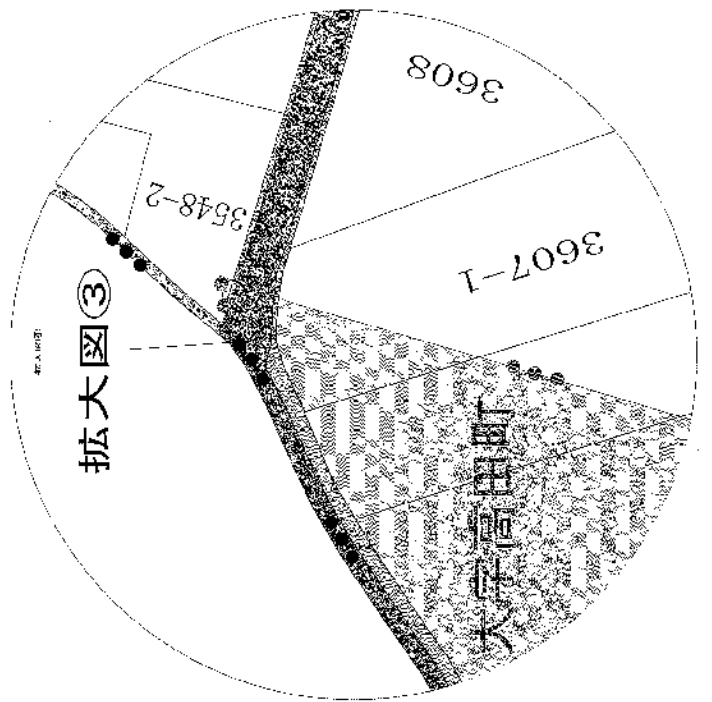
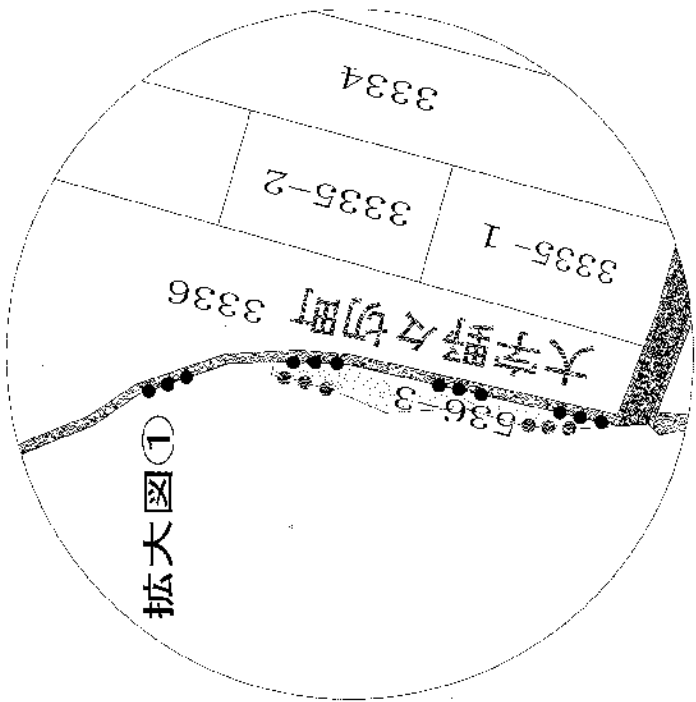
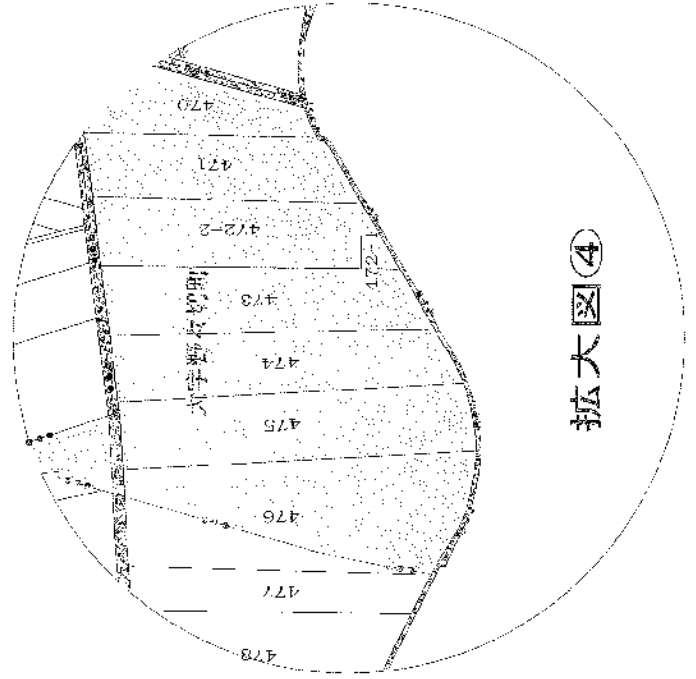
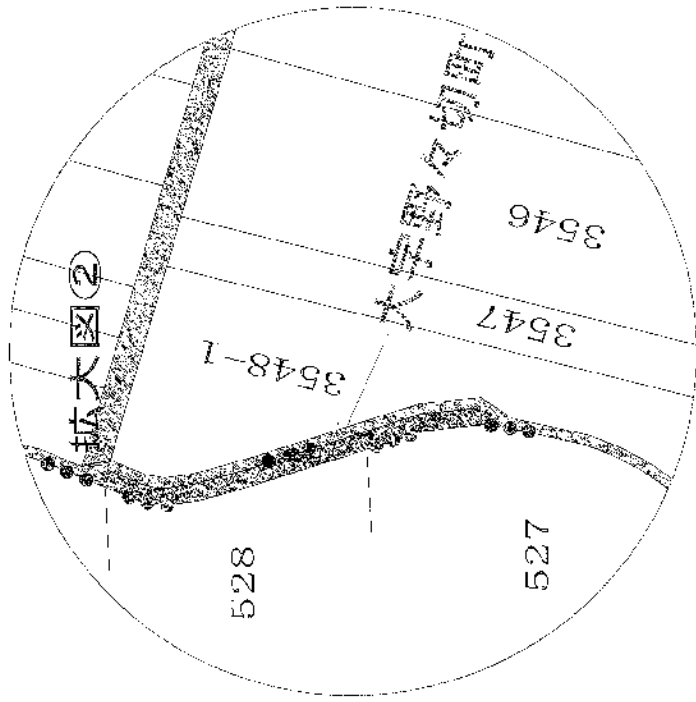
拡大図①

拡大図②

拡大図③

拡大図④

凡 例	
旧町(大字)界	●—●—●—●—●—●—●
新町(大字)界	- - - - -
道 路	
水 路	
町(大字)別変更区域	
新字名	変更する区域の色
高田町	
野々切町	



議案第 89 号

五島市教育委員会委員の任命について
次の者を五島市教育委員会委員に任命する。

平成 30 年 9 月 5 日提出

五島市長 野 口 市太郎

住 所 五島市松山町 293 番地 22

ふりがな はま むら えつ こ
氏 名 濱 村 悦 子

生年月日 昭和 39 年 7 月 12 日

(提案理由)

教育委員会委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(昭和 31 年法律第 162 号) 第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を得る必要が
ある。これが、この案を提出する理由である。

議案第 89 号参考

略 歴

昭和 59 年 3 月 九州女子短期大学初等教育科卒業
 平成 17 年 12 月 社会福祉法人木の実会ふくえ児童館 入職
 同 28 年 4 月 まちなか子育て相談室歩む 管理者 現在に至る。
 同 29 年 6 月 社会福祉法人木の実会 理事 現在に至る。

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
林 田 登志子	平成 26 年 10 月 20 日	平成 30 年 10 月 19 日	
坂 本 泰 蔵	平成 28 年 10 月 20 日	平成 32 年 10 月 19 日	
佐 藤 清 美	平成 28 年 10 月 20 日	平成 32 年 10 月 19 日	
杣 川 好 隆	平成 29 年 10 月 20 日	平成 33 年 10 月 19 日	

議案第 90 号

五島市公平委員会委員の選任について
次の者を五島市公平委員会委員に選任する。

平成 30 年 9 月 5 日提出

五島市長 野 口 市太郎

住 所 五島市富江町狩立 1 2 5 番地

ふりがな もと むら ひで こ
氏 名 本 村 秀 子

生年月日 昭和 30 年 10 月 10 日

(提案理由)

公平委員会委員の選任については、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）
第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第90号参考

略 歴

昭和46年 3月 富江町立富江中学校卒業
平成12年 4月 富江町立富江中学校PTA副会長
同 20年 4月 健康推進員 現在に至る。
同 22年12月 民生委員及び児童委員 現在に至る。
同 26年10月 公平委員会委員 現在に至る。

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
本 村 秀 子	平成26年10月20日	平成30年10月19日	
犬 塚 一 輝	平成27年10月20日	平成31年10月19日	
松 本 康 英	平成28年10月20日	平成32年10月19日	

議案第 9 1 号

五島市職員懲戒審査委員会委員の任命について
次の者を五島市職員懲戒審査委員会委員に任命する。

平成 3 0 年 9 月 5 日提出

五島市長 野 口 市太郎

住 所	五島市大荒町 2 0 4 番地
ふりがな	おお が よし のぶ
氏 名	大 賀 義 信
生年月日	昭和 3 9 年 5 月 2 7 日

(提案理由)

職員懲戒審査委員会委員の任命については、地方自治法施行規程 (昭和 2 2 年政令第 1 9 号) 第 1 6 条第 3 項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第91号参考

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
久 保 実	平成28年11月 5日	平成30年11月 4日	職 員
宮 本 洋	平成28年11月 5日	平成30年11月 4日	職 員
入 江 清 巳	平成28年11月 5日	平成30年11月 4日	学識経験者
新 木 敦 子	平成28年11月 5日	平成30年11月 4日	学識経験者
宗 藤 人	平成28年11月 5日	平成30年11月 4日	学識経験者

議案第 9 2 号

五島市職員懲戒審査委員会委員の任命について
次の者を五島市職員懲戒審査委員会委員に任命する。

平成 3 0 年 9 月 5 日提出

五島市長 野 口 市太郎

住 所	五島市下大津町 5 7 5 番地 2
ふりがな	やす いえ ひろし
氏 名	保 家 洋
生年月日	昭和 4 7 年 4 月 2 7 日

(提案理由)

職員懲戒審査委員会委員の任命については、地方自治法施行規程 (昭和 2 2 年政令第 1 9 号) 第 1 6 条第 3 項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第92号参考

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
久 保 実	平成28年11月 5日	平成30年11月 4日	職 員
宮 本 洋	平成28年11月 5日	平成30年11月 4日	職 員
入 江 清 巳	平成28年11月 5日	平成30年11月 4日	学識経験者
新 木 敦 子	平成28年11月 5日	平成30年11月 4日	学識経験者
宗 藤 人	平成28年11月 5日	平成30年11月 4日	学識経験者

議案第 93 号

五島市職員懲戒審査委員会委員の任命について
次の者を五島市職員懲戒審査委員会委員に任命する。

平成 30 年 9 月 5 日提出

五島市長 野 口 市太郎

住 所	五島市池田町 5 番 3 号
ふりがな	いり え きよ み
氏 名	入 江 清 巳
生年月日	昭和 27 年 2 月 22 日

(提案理由)

職員懲戒審査委員会委員の任命については、地方自治法施行規程 (昭和 22 年政令第 19 号) 第 16 条第 3 項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第93号参考

略 歴

昭和45年 3月 長崎県立五島高等学校卒業
 同 45年 4月 株式会社十八銀行福江支店勤務
 同 56年 2月 同 退職
 平成 7年 4月 福江地区公民館運営審議会委員
 同 8年 4月 福江市立福江小学校PTA会長
 同 8年 4月 福江市PTA連合会副会長
 同 9年11月 人権擁護委員(1期)
 同 12年12月 人権擁護委員(2期)
 同 13年 4月 福江市立福江小学校学校評議員
 同 16年 1月 人権擁護委員(3期)
 同 17年 4月 文化保育園経理事務 現在に至る。
 同 19年 1月 人権擁護委員(4期)
 同 22年 1月 人権擁護委員(5期)
 同 28年11月 職員懲戒審査委員会委員 現在に至る。

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
久 保 実	平成28年11月 5日	平成30年11月 4日	職 員
宮 本 洋	平成28年11月 5日	平成30年11月 4日	職 員
入 江 清 巳	平成28年11月 5日	平成30年11月 4日	学識経験者
新 木 敦 子	平成28年11月 5日	平成30年11月 4日	学識経験者
宗 藤 人	平成28年11月 5日	平成30年11月 4日	学識経験者

議案第 9 4 号

五島市職員懲戒審査委員会委員の任命について
次の者を五島市職員懲戒審査委員会委員に任命する。

平成 3 0 年 9 月 5 日提出

五島市長 野 口 市太郎

住 所	五島市玉之浦町大宝 6 5 5 番地 1 5
ふりがな	さい ごく く み こ
氏 名	西 極 久 美 子
生年月日	昭和 2 6 年 1 1 月 1 4 日

(提案理由)

職員懲戒審査委員会委員の任命については、地方自治法施行規程 (昭和 2 2 年政令第 1 9 号) 第 1 6 条第 3 項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第94号参考

略 歴

昭和47年 3月 長崎県立長崎東高等学校定時制卒業
 同 49年 6月 玉之浦町事務吏員
 平成14年 7月 同 町民福祉課戸籍係長
 同 16年 8月 五島市玉之浦支所税務課税務係長
 同 19年 4月 同 市民課参事補兼税務班係長
 同 21年 4月 同 市民生活課参事補兼窓口班係長
 同 24年 3月 定年退職

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
久 保 実	平成28年11月 5日	平成30年11月 4日	職 員
宮 本 洋	平成28年11月 5日	平成30年11月 4日	職 員
入 江 清 巳	平成28年11月 5日	平成30年11月 4日	学識経験者
新 木 敦 子	平成28年11月 5日	平成30年11月 4日	学識経験者
宗 藤 人	平成28年11月 5日	平成30年11月 4日	学識経験者

議案第 95 号

五島市職員懲戒審査委員会委員の任命について
次の者を五島市職員懲戒審査委員会委員に任命する。

平成 30 年 9 月 5 日提出

五島市長 野 口 市太郎

住 所	五島市玉之浦町玉之浦 8 3 4 番地
ふりがな	そう ふじ と
氏 名	宗 藤 人
生年月日	昭和 22 年 4 月 23 日

(提案理由)

職員懲戒審査委員会委員の任命については、地方自治法施行規程 (昭和 22 年政令第 19 号) 第 16 条第 3 項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第95号参考

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
久 保 実	平成28年11月5日	平成30年11月4日	職 員
宮 本 洋	平成28年11月5日	平成30年11月4日	職 員
入 江 清 巳	平成28年11月5日	平成30年11月4日	学識経験者
新 木 敦 子	平成28年11月5日	平成30年11月4日	学識経験者
宗 藤 人	平成28年11月5日	平成30年11月4日	学識経験者

議案第 96 号

人権擁護委員の候補者の推薦について
次の者を人権擁護委員の候補者として推薦する。

平成 30 年 9 月 5 日提出

五島市長 野 口 市太郎

住 所 五島市木場町 70 番地 9

ふりがな やま ぐち たい いち
氏 名 山 口 泰 一

生年月日 昭和 28 年 3 月 11 日

(提案理由)

人権擁護委員の候補者の推薦については、人権擁護委員法 (昭和 24 年法律第 139 号) 第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を聞く必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第96号参考

略 歴

昭和50年	3月	近畿大学商経学部経済学科卒業
同	52年	5月 福江市立奥浦小学校教諭
同	53年	4月 奈良尾町立岩瀬浦小学校教諭
同	55年	4月 佐世保市立御船小学校教諭
同	59年	4月 福江市立緑丘小学校教諭
平成	3年	4月 長崎県教育センター勤務
同	4年	4月 若松町立日島小学校教諭
同	5年	4月 同 教頭
同	7年	4月 福江市立緑丘小学校教頭
同	11年	4月 福江市立黄島小中学校校長
同	12年	4月 福江市立椛島小学校校長
同	14年	12月 福江市立翁頭中学校校長
同	18年	4月 五島市立奈留中学校校長
同	20年	4月 五島市立三井楽小学校校長
同	22年	4月 五島市立福江小学校校長
同	25年	4月 五島観光歴史資料館嘱託職員
同	25年	4月 長崎県立鶴南特別支援学校評議員

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
本 常 行 洋	平成26年 4月 1日	平成29年 6月30日	平成29年7月31日辞任
久 保 弥 雄	平成27年 4月 1日	平成30年 6月30日	平成30年5月31日辞任
田 中 陽 子	平成28年 1月 1日	平成30年12月31日	
堀 口 弘	平成28年 1月 1日	平成30年12月31日	
松 本 政 樹	平成28年 1月 1日	平成30年12月31日	
生 野 俊 和	平成28年 1月 1日	平成30年12月31日	
石 黒 則 子	平成29年 1月 1日	平成31年12月31日	
村 上 やよい	平成29年 1月 1日	平成31年12月31日	
赤 瀬 博	平成29年 1月 1日	平成31年12月31日	
洗 川 正 則	平成29年 7月 1日	平成32年 6月30日	
白 石 芳 隆	平成30年 1月 1日	平成32年12月31日	

議案第 97 号

人権擁護委員の候補者の推薦について
次の者を人権擁護委員の候補者として推薦する。

平成 30 年 9 月 5 日提出

五島市長 野 口 市太郎

住 所 五島市上大津町 3 1 1 番地 5

ふりがな むら なか きよ し
氏 名 村 中 清 志

生年月日 昭和 24 年 9 月 3 日

(提案理由)

人権擁護委員の候補者の推薦については、人権擁護委員法 (昭和 24 年法律第 139 号) 第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を聞く必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第97号参考

略 歴

昭和43年	3月	長崎県立五島高等学校卒業
同	44年	5月 福江市事務吏員
平成10年	4月	同 企画財政課参事補
同	12年	4月 同 福祉保健課長補佐（保健センター長）
同	14年	4月 同 会計課長
同	15年	4月 同 水産課長
同	22年	3月 定年退職
同	23年	4月 大村市競艇企業局ミニボートピア長崎五島勤務
同	27年	12月 民生委員及び児童委員 現在に至る。
同	30年	6月 五島ふくえ漁業協同組合監事 現在に至る。
同	30年	7月 五島市福江魚市監査役 現在に至る。

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
本 常 行 洋	平成26年 4月 1日	平成29年 6月30日	平成29年7月31日辞任
久 保 弥 雄	平成27年 4月 1日	平成30年 6月30日	平成30年5月31日辞任
田 中 陽 子	平成28年 1月 1日	平成30年12月31日	
堀 口 弘	平成28年 1月 1日	平成30年12月31日	
松 本 政 樹	平成28年 1月 1日	平成30年12月31日	
生 野 俊 和	平成28年 1月 1日	平成30年12月31日	
石 黒 則 子	平成29年 1月 1日	平成31年12月31日	
村 上 やよい	平成29年 1月 1日	平成31年12月31日	
赤 瀬 博	平成29年 1月 1日	平成31年12月31日	
洗 川 正 則	平成29年 7月 1日	平成32年 6月30日	
白 石 芳 隆	平成30年 1月 1日	平成32年12月31日	

議案第 98 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦する。

平成 30 年 9 月 5 日提出

五島市長 野 口 市太郎

住 所 五島市富江町富江 150 番地 1

ふりがな やま もと ひろ こ
氏 名 山 本 博 子

生年月日 昭和 26 年 4 月 21 日

(提案理由)

人権擁護委員の候補者の推薦については、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を聞く必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第98号参考

略 歴

昭和50年	3月	北九州市立北九州大学文学部国文学科卒業		
同	50年	4月	愛知県常滑市立常滑中学校教諭	
同	53年	4月	長崎市立土井首中学校教諭	
同	59年	4月	福江市立翁頭中学校教諭	
平成	2年	4月	奈留町立奈留中学校教諭	
同	6年	4月	福江市立福江中学校教諭	
同	10年	4月	福江市立崎山中学校教諭	
同	14年	4月	富江町立富江中学校教諭	
同	17年	4月	五島市立玉之浦中学校教諭	
同	20年	4月	五島市立翁頭中学校教諭	
同	22年	3月	同	退職

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
本 常 行 洋	平成26年 4月 1日	平成29年 6月30日	平成29年7月31日辞任
久 保 弥 雄	平成27年 4月 1日	平成30年 6月30日	平成30年5月31日辞任
田 中 陽 子	平成28年 1月 1日	平成30年12月31日	
堀 口 弘	平成28年 1月 1日	平成30年12月31日	
松 本 政 樹	平成28年 1月 1日	平成30年12月31日	
生 野 俊 和	平成28年 1月 1日	平成30年12月31日	
石 黒 則 子	平成29年 1月 1日	平成31年12月31日	
村 上 やよい	平成29年 1月 1日	平成31年12月31日	
赤 瀬 博	平成29年 1月 1日	平成31年12月31日	
洗 川 正 則	平成29年 7月 1日	平成32年 6月30日	
白 石 芳 隆	平成30年 1月 1日	平成32年12月31日	

議案第 99 号

人権擁護委員の候補者の推薦について
次の者を人権擁護委員の候補者として推薦する。

平成 30 年 9 月 5 日提出

五島市長 野 口 市太郎

住 所 五島市富江町狩立 1 2 8 4 番地 3

ふりがな く がい ひろ のり
氏 名 久 貝 広 紀

生年月日 昭和 31 年 8 月 14 日

(提案理由)

人権擁護委員の候補者の推薦については、人権擁護委員法 (昭和 24 年法律第 139 号) 第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を聞く必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第99号参考

略 歴

昭和54年 3月 福岡大学法学部卒業
 同 54年 7月 富江町事務吏員
 平成22年 4月 五島市玉之浦診療所事務長
 同 25年 4月 五島市富江支所市民生活課長
 同 27年 4月 同 支所長
 同 29年 3月 定年退職
 同 29年 4月 社会福祉法人さゆり会評議員 現在に至る。

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
本 常 行 洋	平成26年 4月 1日	平成29年 6月30日	平成29年7月31日辞任
久 保 弥 雄	平成27年 4月 1日	平成30年 6月30日	平成30年5月31日辞任
田 中 陽 子	平成28年 1月 1日	平成30年12月31日	
堀 口 弘	平成28年 1月 1日	平成30年12月31日	
松 本 政 樹	平成28年 1月 1日	平成30年12月31日	
生 野 俊 和	平成28年 1月 1日	平成30年12月31日	
石 黒 則 子	平成29年 1月 1日	平成31年12月31日	
村 上 やよい	平成29年 1月 1日	平成31年12月31日	
赤 瀬 博	平成29年 1月 1日	平成31年12月31日	
洗 川 正 則	平成29年 7月 1日	平成32年 6月30日	
白 石 芳 隆	平成30年 1月 1日	平成32年12月31日	

議案第 100 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦する。

平成 30 年 9 月 5 日提出

五島市長 野 口 市太郎

住 所 五島市三井楽町濱ノ畔 1 4 3 8 番地 1

ふりがな まつ もと まさ き
氏 名 松 本 政 樹

生年月日 昭和 30 年 4 月 6 日

(提案理由)

人権擁護委員の候補者の推薦については、人権擁護委員法 (昭和 24 年法律第 139 号) 第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を聞く必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第100号参考

略 歴

昭和50年11月	陸上自衛隊第4師団第19普通科連隊勤務
同 54年11月	株式会社碓井本店勤務
同 55年 3月	九州産業大学商学部第2部経済学科卒業
同 57年 4月	株式会社ジャルダン武蔵野勤務
同 61年 1月	松本商店経営 現在に至る。
平成13年 1月	人権擁護委員(1期)
同 16年 1月	人権擁護委員(2期)
同 19年 1月	人権擁護委員(3期)
同 22年 1月	人権擁護委員(4期)
同 25年 1月	人権擁護委員(5期)
同 28年 1月	人権擁護委員(6期) 現在に至る。

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
本 常 行 洋	平成26年 4月 1日	平成29年 6月30日	平成29年7月31日辞任
久 保 弥 雄	平成27年 4月 1日	平成30年 6月30日	平成30年5月31日辞任
田 中 陽 子	平成28年 1月 1日	平成30年12月31日	
堀 口 弘	平成28年 1月 1日	平成30年12月31日	
松 本 政 樹	平成28年 1月 1日	平成30年12月31日	
生 野 俊 和	平成28年 1月 1日	平成30年12月31日	
石 黒 則 子	平成29年 1月 1日	平成31年12月31日	
村 上 やよい	平成29年 1月 1日	平成31年12月31日	
赤 瀬 博	平成29年 1月 1日	平成31年12月31日	
洗 川 正 則	平成29年 7月 1日	平成32年 6月30日	
白 石 芳 隆	平成30年 1月 1日	平成32年12月31日	

議案第 101 号

人権擁護委員の候補者の推薦について
次の者を人権擁護委員の候補者として推薦する。

平成 30 年 9 月 5 日提出

五島市長 野 口 市太郎

住 所 五島市木場町 5 5 4 番地 5

ふりがな ひら やま かず こ
氏 名 平 山 和 子

生年月日 昭和 2 4 年 1 月 2 5 日

(提案理由)

人権擁護委員の候補者の推薦については、人権擁護委員法 (昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号) 第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を聞く必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第101号参考

略 歴

昭和46年	3月	長崎大学教育学部卒業		
同	46年	4月	兵庫県西宮市立浜脇中学校教諭	
同	55年	4月	兵庫県西宮市立今津中学校教諭	
同	62年	4月	兵庫県西宮市立西宮養護学校教諭（障害児学級）	
平成	4年	3月	京都教育大学特殊教育専攻科卒業	
同	11年	4月	兵庫県西宮市立鳴尾南中学校教諭（障害児学級）	
同	15年	4月	兵庫県西宮市立浜脇中学校教諭（障害児学級・特別支援学級）	
同	19年	4月	兵庫県西宮市立浜脇中学校主幹教諭（特別支援学級）	
同	21年	3月	同	退職
同	21年	4月	五島市立福江中学校特別支援教育支援員	
同	22年	10月	人権擁護委員（1期）	
同	23年	4月	五島市立福江中学校講師	
同	25年	10月	人権擁護委員（2期）	

任 期 表

氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	備 考
本 常 行 洋	平成26年 4月 1日	平成29年 6月30日	平成29年7月31日辞任
久 保 弥 雄	平成27年 4月 1日	平成30年 6月30日	平成30年5月31日辞任
田 中 陽 子	平成28年 1月 1日	平成30年12月31日	
堀 口 弘	平成28年 1月 1日	平成30年12月31日	
松 本 政 樹	平成28年 1月 1日	平成30年12月31日	
生 野 俊 和	平成28年 1月 1日	平成30年12月31日	
石 黒 則 子	平成29年 1月 1日	平成31年12月31日	
村 上 やよい	平成29年 1月 1日	平成31年12月31日	
赤 瀬 博	平成29年 1月 1日	平成31年12月31日	
洗 川 正 則	平成29年 7月 1日	平成32年 6月30日	
白 石 芳 隆	平成30年 1月 1日	平成32年12月31日	